

○ 二松学舎大学学則
(昭和36年4月1日制定)

第1章 総 則

(目的及び使命)

第1条 本大学は、東洋の精神による人格の陶冶を旨とし、学校教育法に基づき、広く一般の基礎教養に関する学術と、更に深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させるとともに、世界文化の進展に寄与し、国家社会に貢献する国際性豊かな有為の人物を養成することを使命とする。
(教育研究上の目的)

第1条の2 文学部は、国文学科、国際日本・中国学科、都市文化デザイン学科、歴史文化学科の4学科を設け、国文学・中国文学・語学・文化学・歴史学等の学問及び表現力や情報発信力等の素養を身につけ、さらに日本文化、東洋文化を理解し、異文化に対する深い理解を備えた真の国際人を育成し、教育界をはじめ産業界など、社会のあらゆる分野で活躍する優れた人材を養成することを目的とする。

2 国際政治経学部は、国際政治経学科及び国際経営学科の2学科を設け、政治・経済・法律・文化などの国際政治経済事象を融合した教育研究や、企業経営を巡る諸領域についての教育研究を行う学部とし、東アジア諸地域に関する政治経済の実態やグローバル社会における企業経営の諸課題等を把握させ、外国語運用能力を涵養し、国際的、学際的視野に立って国際政治経済及び国際経営を学問的に考究でき、かつ国際政治経済に関する豊富な実践的知識を修得した国際社会に貢献する有為な人材を養成することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第1条の3 本大学は、教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、本大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学は、前項の措置に加え、本大学の教育研究等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第1条の4 本大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第2章 組 織

(学部・学科)

第2条 本大学に設置する学部学科及び定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次編入学)	収容定員
文学部	国 文 学 科	240人		960人
	国際日本・中国学科	90人		360人
	都市文化デザイン学科	50人	30人	260人
	歴史文化学科	60人		240人
	計	440人	30人	1,820人
国際政治 経済学部	国際政治 経済学科	160人		640人
	国際経営学科	80人		320人
	計	240人		960人
合 計		680人	30人	2,780人

2 前項に規定する都市文化デザイン学科の3年次編入学定員は、特定地域内学部収容定員の増加に係る外国人留学生に限定した特別枠とする。
(大学院)

第3条 本大学に、大学院を置く。

大学院の学則は、別に定める。

第3章 職 員

(職 員)

第4条 本大学に、次の職員を置く。

学長・教授・准教授・講師・助教・助手・事務職員
(学 長)

第5条 学長は、本大学を代表して校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(職員組織)

第6条 本大学に副学長・研究科長・学部長・図書館長・研究所長及び学科主任を置く。

2 事務組織については、別に定める。

(副学長の職務)

第6条の2 副学長の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1)学長を助け、命を受けて校務をつかさどる
- (2)学長に事故あるときは、学長の職務を代理する。

(研究科長の職務)

第6条の3 研究科長の職務は、学長の命を受け、研究科の責任者として、当該研究科の教育研究に関する事項を統括する。

(学部長の職務)

第6条の4 学部長の職務は、学長の命を受け、学部の責任者として、当該学部の教育研究に関する事項

を統括する。

(図書館長の職務)

第6条の5 図書館長の職務は、学長の命を受け、図書館の責任者として、館務を統括する。

(研究所長の職務)

第6条の6 研究所長の職務は、学長の命を受け、研究所の責任者として、研究所を統括する。

(センター長の職務)

第6条の7 センター長の職務は、学長の命を受け、センターの責任者として、センター業務を統括する。

(図書館副館長の職務)

第6条の8 附属図書館に副館長を置いたときの副館長の職務は、館長を補佐し、館長に事故あるときは、館長の職務を代理する。

(名誉学長・名誉教授)

第7条 本大学に、名誉学長・名誉教授を置くことができる。その規定は、別に定める。

第4章 教授会並びに大学運営会議及び大学審議会(教授会)

第8条 本大学学部に、教授会を置く。

2 教授会の構成については、別に定める。

(教授会の審議事項)

第9条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該事項について審議し、その審議結果を当該教授会の意見として、学長に述べるものとする。

一 学生の入学、卒業

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(大学運営会議)

第9条の2 本大学に、大学運営の円滑化を図るため、学長が行う全学的な意思決定に先立ち、全学に関する重要事項を審議する大学運営会議を置く。

2 大学運営会議の組織及び審議事項等は、別に定める。

(大学審議会)

第9条の3 本大学に学長が行う全学的な意思決定に資するため、全学の教育研究に関する事項を審議する大学審議会を置く。

2 大学審議会の組織及び審議事項等は、別に定める。

第5章 年度・学期及び休業日

(学年、学期)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。学年を分けて春学期・秋学期とする。春学期は4月1日から9月30日までとし、秋学期は10月1日から翌年3月31日までとする。必要に応じて、セッションを設ける。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、教授会の意見を聴いて、前項の春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

3 前項に規定する変更を行った場合の各学期のそれぞれの期間は、当該年度の学年暦において定める。(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する休日

三 創立記念日10月10日

四 春期休業日3月21日から3月31日まで

五 夏期休業日8月1日から9月23日まで

六 冬期休業日12月25日から1月7日まで

ただし、必要ある場合は、休業日を変更し授業を課することがある。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第12条 学部の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第13条 学生は8年を超えて在学することはできない。ただし、第20条の規定により入学した学生は、第24条の規定により学長が定めた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第14条 入学は、毎年度の始めとする。ただし、本学が認めた者に対しては、これを秋学期の始めとすることがある。

(入学資格)

第15条 学部に入学し得るものは、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校を卒業した者

二 中等教育学校を卒業した者

三 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

四 通常の課程以外の課程により前号に相当する学

校教育を修了した者

五 外国において学校教育における12年の課程を修

了した者又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

六 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

七 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 文部科学大臣の指定した者

九 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

十 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

十一 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

（入学の出願）

第16条 入学志願者は入学願書に所定の入学検定料、出身学校長の提出する調査書（証明書）及び写真等を添えて提出するものとする。

（入学の選考）

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、一定期間内に保証人連署の誓約書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金及び授業料等を納付し、入学手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第19条 保証人は、父母又は父母に代わって本人を保証することのできる者に限る。

2 保証人は、その保証する学生の在学中の事情にその責任を負うものとする。

3 学生は、保証人の変更又は保証人の身分・住所・職業等に異動が生じた時は、直ちに届け出なければならない。

（編入学）

第20条 次の各号の一に該当する者で、本大学への入学を志願する者がある時は、選考のうえ相当年次に

入学を許可することができる。

一 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学した者

二 短期大学を卒業した者

三 高等専門学校を卒業した者

四 修業年限が2年以上で、かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上である専修学校の専門課程を修了した者

2 編入学の出願手続等は、別に定める。

（再入学）

第21条 第45条により本大学を中途退学した者が再び入学を願い出た時は、教授会の意見を聴いて学長が、相当年次への入学を許可することができる。
(転部・転科)

第22条 本大学の学生で、他の学部または同一学部の他の学科に転部もしくは転科を希望する者は、所属学部長の承認を得て志願することができる。

2 転部または転科は、志願先の教授会で審議し、学長が相当年次に転部または転科を許可する。
(二重学籍の禁止)

第23条 本大学の学生は、同時に他の大学に在学することはできない。

（編入学・再入学者の既修得単位等の取り扱い）

第24条 第20条及び第21条の規定により入学を許可された者の、既に履修した授業科目及び修得した単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて学長が定める。

第8章 教育課程、履修方法等

（授業科目）

第25条 学部に開設する授業科目及び単位数は、別表（一）のとおりとする。

（授業の方法）

第25条の2 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

（単位の計算方法）

第26条 各授業科目の単位は、45時間の学修を必要とする授業内容をもって1単位とすることを標準とし、当該授業による教育方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

一 講義及び演習については、15時間から30時間の

授業をもって1単位とする。

二 実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

三 卒業研究等については、その学修の成果を評価するものとし、所定の単位を与える。

(履修方法)

第27条 学生は、入学の際第2条に規定する1学科を選び、これを専攻するものとする。

2 履修方法に関し必要な事項は学部履修規程で定める。

(卒業に必要な単位)

第28条 学生の4年間に修得すべき授業科目及び単位数の最低限度は、各学部に開設する別表（一）に掲げる授業科目に基づき、文学部にあっては二松学舎共通科目22単位、文学部共通科目10単位、学科共通科目18単位、専門科目74単位の計124単位とする。国際政治経済学部国際政治経済学科にあっては二松学舎共通科目22単位、国際政治経済学部共通科目12単位、学科共通科目20単位、専門科目70単位の計124単位とし、国際経営学科にあっては、二松学舎共通科目22単位、国際政治経済学部共通科目12単位、学科共通科目16単位、専門科目74単位の計124単位とする。

(教育職員免許状を取得しようとする者の履修方法)

第29条 教育職員免許状の授与を受けようとする者は、前条各号のほか、その免許状の種類に応じて教育職員免許法に規定するそれぞれの課程の科目の単位を修得しなければならない。

2 前項の教育職員免許状の種類及び科目は、次のとおりである。

文学部	中学校教諭一種免許状	国語
国文学科	高等学校教諭一種免許状	国語・書道
文学部	中学校教諭一種免許状	国語・中国語
国際日本・中国学科	高等学校教諭一種免許状	国語・書道・中国語
文学部	中学校教諭一種免許状	社会
歴史文化学科	高等学校教諭一種免許状	地理歴史
国際政治経済学部国際政治経済学科	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	公民

(司書教諭の資格を取得しようとする者の履修方法)

第30条 司書教諭の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める教諭の普通免許状を有し、学校図書館司書教諭講習規程に定める授業科目及び単位数を修得しなければならない。

(司書の資格を取得しようとする者の履修方法)

第30条の2 司書の資格を取得しようとする者は、図書館法施行規則に基づき本学に定める図書館司書に関する科目及び単位数を修得しなければならない。
(学芸員の資格を取得しようとする者の履修方法)

第30条の3 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法施行規則に基づき本学に定める学芸員養成のための科目及び単位数を修得しなければならない。

(日本語教員養成課程の履修方法)

第31条 日本語教員の資格を取得しようとする者は、日本語教員養成のための科目の単位を修得しなければならない。

(履修の手続)

第32条 学生は、毎学年の始めにその学年度の履修科目を選択決定の上、届け出なければならない。ただし、秋学期に復学する者及び本学則第14条ただし書きに該当する者の場合は、学期の始めに届け出ることができる。

2 実施方法に関し必要な事項は学部履修規程で定める。

(試験及び単位の認定)

第33条 授業科目の単位の認定は、試験による。

試験は、各学期ごとに、又は年度末に行い、試験に合格した者には、授業科目所定の単位を与える。ただし、卒業研究等については、その学修の成果をもって試験の成績にかえることができる。

2 他大学等における履修単位の認定は、第37・38・39条の規定によるものとする。

(受験の条件)

第34条 試験は、履修した授業科目でなければ、受けることができない。

2 授業出席回数が定められた回数に満たない者は、試験を受けることができない。

3 授業料等所定の学納金未納の者は、その納入後でなければ試験を受けることができない。

4 休学中の者は、試験を受けることができない。
(追試験及び再試験)

第35条 病気その他やむを得ない事情で試験を受けられなかった者は、追試験を願い出ることができる。

2 前項のほか、特に本大学が必要と認めた者に対し、再試験を行うことがある。

3 追試験及び再試験については、別に定める。

(成績の評価)

第36条 試験の評価は、S (100~90点)・A (89~80点)・B (79~70点)・C (69~60点)・D (59~0点)の5種の標語をもって表し、S・A・B・Cを

合格とする。なお、他大学等による単位の認定はZと表記する。

2 成績評価による学業成績を総合的に判断する指標として、G P A (Grade Point Average) を用いる。G P Aは単年度及び通算の2通りを算出する。

3 前項に定めるG P Aは、成績評価のうち、Sに4.0、Aに3.0、Bに2.0、Cに1.0、不合格の成績評価に0をそれぞれ成績評価係数として与え、各授業科目の単位数にその成績評価係数を乗じて得た積の合計を、履修した授業科目の総単位数で除して算出する。ただし、Zとして表記された科目は除く。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第37条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本大学において修得したものとみなすことができる。その規定は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第38条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、必要な単位を与えることがある。その規定は、別に定める。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第39条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する以前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第54条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む）を本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する以前に行った前条第一項に規定する学修を本大学における履修とみなし必要な単位を与えることがある。

3 前二項により修得したものとみなし又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについて合わせて60単位を超えないものとする。その規定は、別に定める。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第39条の2 教育上有益と認めるときは、本学の学生以外の者が本学の科目等履修生として一定の単位を修得した後に本学に入学する場合において、当該単

位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数、その修得に要した期間その他本学が必要と認める事項を勘案し、相当の期間を本学の修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。その期間は教授会の意見を聴いて学長が定める。

第9章 卒業及び学位

(卒業)

第40条 4カ年以上在学し、第28条の規定により所定の科目を履修し、文学部にあっては124単位以上、国際政治経済学部にあっては124単位以上を取得した者には教授会の意見を聴いて学長が承認した後、卒業証書・学位記を授与する。

2 卒業の時期は、年度末とする。ただし、学部教授会の意見を聴き学長が承認した場合は、春学期の終りとことができる。

(学位)

第41条 本大学で授与する学位は、次のとおりとする。

文学部	国文学科	学士（文学）
	国際日本・中国学科	学士（文学）
	都市文化デザイン学科	学士（文学）
	歴史文化学科	学士（文学）
国際政治経済学部	国際政治経済学科	学士（国際政治経済学）
	国際経営学科	学士（経営学）

第10章 休学・退学・転学・留学等

(欠席)

第42条 学生が病気その他特別な事由により欠席する時は、必ずその理由を添えて届けなければならない。

(休学)

第43条 学生が病気その他特別な事由により6カ月以上にわたって通学できない場合は、所定の手続きを経て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者で、前項の手続きを行わない者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし、休学理由の事情等を勘案し、休学の始期（学期の途中から休学する者の場合は、当該学期の始期とみなす）から起算して2年間を上限として学期単位で延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

5 前項の休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第44条 休学中の者は、休学の事由が消滅した時は、所定の手続きを経て復学することができる。

2 休学者の復学は、各学期の始めとする。

(退 学)

第45条 学生がやむを得ない事情で退学する時は、理由を添えて保証人連署の上、所定の手続きを経なければならぬ。

(除 籍)

第46条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- 一 授業料その他規定された納入金を納入しない者
- 二 所定の在学年限を超えた者
- 三 第43条第3項及び第4項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- 四 正当な事由がなく3ヵ月以上修学しない者
- 五 届け出等により死亡が確認された者

(転 学)

第47条 本大学から他の大学に入学又は転学を希望する者は、転学願を提出し学長の許可を得なければならぬ。

2 他の大学から本学への転学を希望する者があるときは、学長はその理由によってこれを許可することがある。

(留 学)

第48条 教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という）に留学することを許可することがある。

2 前項の規定により外国の大学等に留学した期間は、第12条の修業年数に算入することができる。

3 外国の大学等で修得した単位については、第37条の規定を準用する。

4 他大学等における修得単位と外国の大学等における修得単位の双方を認定する場合には、双方を合わせて60単位を超えないものとする。

5 留学に関する規定は、別に定める。

第11章 賞 罰

(褒 賞)

第49条 本大学生で、学術が優秀で操行の善良な者は、教授会の議を経て、これを賞することができる。

(懲 戒)

第50条 本大学生で、学則に違反し、校内の風紀を乱し、校具を汚損し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、教授会の意見を聴いて、その輕重に従って学長が懲戒を行う。

2 懲戒は訓告・停学・退学の三種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して、これを行う。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 試験の不正行為に対する処分等については、別に定める。

第12章 奨学制度

第51条 (削除)

(奨学生)

第52条 本大学の学生で、経済的な理由により学費の支弁が困難と認められ、人物・学業成績等の評価が良好な者には、奨学生を給付する。

2 奨学生に関する規定は、別に定める。

(奨学生の取り消し)

第53条 奨学生に採用された者が、学業研究を怠り、もしくは不都合な行為があつた時は、支給された奨学生を返納せざることがある。

第13章 科目等履修生・委託研修生・外国人留学生

(科目等履修生)

第54条 本大学の学生以外の者で、学部に開設された1又は複数の授業科目の履修を希望する者がある時は、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として、これを許可することができる。

2 科目等履修生は、1科目又は数科目を履修する科目履修生、及び特定の分野の複数の科目を履修するコース履修生とする。

3 科目等履修の期間は、当該年度内の定められた期間とする。ただし、引き継ぎ履修を希望する者には許可がある。

4 科目等履修生で、その履修科目の試験に合格した者には、その科目に関する単位を認定する。

5 科目等履修生の納付金は、別表（三）のとおりとする。

6 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(委託研修生)

第55条 公共機関等から、その所属職員の研修について委託の願い出がある時は、正規の学生の就学を妨げない範囲において、受け入れを許可することができる。

2 前項の委託研修生の委託料は、別表（三）のとおりとする。

3 委託研修生の受け入れ手続等については、別に定める。

(外国人留学生)

第56条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学に入学を希望する者がある時は、教授会で選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生の受け入れ方法並びに科目履修等の特例については、別に定める。

第14章 学生納付金等

(学生納付金等)

第57条 本大学における入学検定料、入学金及び授業料等学生納付金の額は別表（二）のとおりとする。

2 前項に規定する学生納付金等の納入時期、方法等については、別に定める。

(休学の場合の学生納付金)

第58条 休学を許可された者は、休学期間に応じて別表（二）に定める在籍料を納入するものとする。

2 前項に規定する在籍料を含めた学生納付金等の扱いは別に定める。

(納付した授業料等)

第59条 既に納入した入学金・授業料等は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

ただし、入学試験合格者のうち、指定した期日までに入学辞退届を提出した者には、入学金を除く学生納付金を返還することができる。

第15章 公開講座

(公開講座)

第60条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本大学に公開講座を開設することがある。

第16章 図書館

(図書館)

第61条 本大学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規定は、別に定める。

第17章 研究所

(研究所)

第62条 本大学に、附置研究所を置く。

2 附置研究所に関する規定は、別に定める。

第18章 保健施設

(保健施設)

第63条 本大学は、教職員及び学生のために医務室を設置し、一般養護に関する任務のほか、健康増進に関する指導を行う。

2 医務室の職員は次のとおりとする。

医師・保健婦

3 医務室に関する規定は、別に定める。

第19章 学寮

(学寮)

第64条 本大学に、学寮を設けることができる。

2 学寮に関する規定は、別に定める。

附 則

- 1 本学則は昭和36年4月1日から実施する。
- 2 本学則は昭和37年4月1日から一部改正実施する。
- 3 本学則は昭和38年4月1日から一部改正実施する。
- 4 本学則は昭和39年4月1日から一部改正実施する。
- 5 本学則は昭和40年4月1日から一部改正実施する。
- 6 本学則は昭和41年4月1日から一部改正実施する。
- 7 本学則は昭和42年4月1日から一部改正実施する。
- 8 本学則は昭和46年4月1日から一部改正実施する。
改正学則については、昭和46年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 9 本学則は昭和47年4月1日から一部改正実施する。
改正学則については、昭和47年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 10 本学則は昭和49年4月1日から一部改正実施する。
改正学則については、昭和49年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 11 本学則は昭和50年4月1日から一部改正実施する。
改正学則については、昭和50年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 12 本学則は昭和51年4月1日から一部改正実施する。
改正学則については、昭和51年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 13 本学則は昭和52年4月1日から一部改正実施する。
改正学則については、昭和52年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 14 本学則は昭和53年4月1日から一部改正実施する。
改正学則については、昭和53年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 15 本学則は昭和54年4月1日から一部改正実施する。
改正学則については、昭和54年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 16 本学則は昭和55年4月1日から一部改正実施する。
ただし別表（四）については、昭和55年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 17 本学則は昭和56年4月1日から一部改正施行する。
ただし別表（二）及び（四）については、昭和56年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 18 本学則は昭和57年4月1日から一部改正施行する。
ただし第2条並びに別表（二）、（三）及び（四）については、昭和57年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。

19 本学則は昭和58年4月1日から一部改正施行する。
ただし第11条第1項及び別表（一）、（三）、（四）について、昭和58年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。

20 本学則は昭和59年4月1日から一部改正施行する。

21 本学則は昭和60年4月1日から一部改正施行する。

22 本学則は昭和62年4月1日から一部改正施行する。
ただし別表（二）及び別表（四）については、昭和62年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。

23 本学則は昭和63年4月1日から一部改正施行する。
ただし第11条第1項・第17条及び別表（一）については、昭和63年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。

24 本学則は平成元年4月1日から施行する。ただし別表（一）（二）については平成元年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

25 本学則は平成2年4月1日から施行する。ただし第28条及び授業料については平成2年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。

26 本学則は平成3年4月1日から施行する。ただし第2条の国際政治経済学部の総定員については学年進行によるものとし、別表（二）については平成3年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

27 本学則は平成3年10月1日から施行する。ただし、別表（二）中の学生納付金については平成4年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。（平成3年7月8日）

28 本学則は、平成4年1月1日から施行する。ただし、別表（一）については平成4年4月1日から適用する。（平成3年12月17日）

29 本学則は、平成5年4月1日から施行する。（平成5年3月16日）

30 本学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、別表（二）の学生納付金については平成6年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。（平成6年3月15日）

31 本学則は、平成6年7月12日から施行する。（平成6年7月12日）

32 本学則は、平成7年4月1日から施行する。（平成7年2月21日）

33 本学則は、平成8年4月1日から施行する。（平成7年12月19日）

34 本学則は、平成8年4月1日から施行する。（平

成8年3月25日）

35 本学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第28条及び別表（一）（二）については平成9年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。（平成9年3月18日）

36 本学則は、平成10年4月1日から施行する。（平成9年7月22日）

37 本学則は、平成10年7月1日から施行する。ただし、別表（二）の学生納付金については平成11年度入学者から適用し、現に在学する者については、従前の規定による。（平成10年6月23日）

38 本学則は、平成11年4月1日から施行する。（平成11年2月23日）

39 本学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表（二）学生納付金については、平成12年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。（平成11年6月22日）

40 本学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表（一）については、平成12年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。（平成12年1月25日）

41 本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表（二）学生納付金については、平成13年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。（平成12年7月25日）

42 本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表（一）中の国際政治経済学部のカリキュラムについては、平成13年度入学者から適用し、現に在学する者については、従前の規定による。（平成13年3月21日）

附 則（平成13年7月24日）

43 本学則は、平成13年8月1日から施行する。ただし、別表（二）学生納付金については、平成14年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則（平成14年3月19日）

44 本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月23日）

45 本学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表（二）学生納付金については、平成15年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則（平成15年3月27日）

46 本学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表（一）中の国際政治経済学部カリキュラムの配当年次については、平成16年4月1日から適用

し、平成16年3月31日までは従前の規定による。

附 則 (平成15年6月24日)

47 本学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表（二）学生納付金については、平成16年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (平成16年3月23日)

48 本学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第26条、第28条、第33条第1項及び別表（一）について、平成16年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (平成17年3月22日)

49 本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年11月28日)

50 本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月27日)

51 本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月26日)

52 本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月24日)

53 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月23日)

54 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表（一）の「教職に関する専門科目」については、平成22年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (平成23年2月22日)

55 本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月28日)

56 本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表（一）については、平成24年度の入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (平成25年2月26日)

57 本学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第28条及び別表（一）については、平成25年度の入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。また、第58条及び別表（二）については、現に在学する者については、平成26年4月1日から適用し、平成25年度の扱いは従前の規定による。

附 則 (平成26年2月25日)

58 本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月29日)

59 本学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表（二）学生納付金については、平成27年度

入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (平成27年3月24日)

60 本学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第40条に規定する卒業に関し国際政治経済学部の取得単位数については、平成25年度の入学者から適用し、平成24年度以前に入学した者については従前の規定による。

附 則 (平成28年3月22日)

61 本学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表（一）については、平成28年度の入学者から適用し、現に在学する者については、従前の規定による。

附 則 (平成28年4月26日)

62 本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日)

63 本学則は、平成29年4月1日から施行する。

①学科新設（文学部都市文化デザイン学科）及び入学定員の減員（文学部中国文学科）に係る経過措置として、平成29年度から平成31年度までの間は文学部中国文学科及び都市文化デザイン学科の入学定員及び収容定員については、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

《平成29（2017）年度》

学 部	学 科	入学定員	収容定員
文学部	中国文学科	90	510
	都市文化デザイン学科	50	50

《平成30（2018）年度》

学 部	学 科	入学定員	収容定員
文学部	中国文学科	90	460
	都市文化デザイン学科	50	100

《平成31（2019）年度》

学 部	学 科	入学定員	収容定員
文学部	中国文学科	90	410
	都市文化デザイン学科	50	150

②別表（一）については、平成29年度の入学者から適用し、現に在学する者については、従前の規定による。

附 則 (平成29年3月21日)

64 本学則は、平成30年4月1日から施行する。

①別表（一）については平成30年度入学者から適用し、現に在籍する者については従前の規定による。
②学科新設（国際政治経済学部国際経営学科）及び入学定員の増員（文学部国文学科）に係る経過措置として、平成30年度から平成32年度までの間は文

学部国文学科、国際政治経済学部国際政治経済学科及び国際経営学科の入学定員及び収容定員については、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

《平成30（2018）年度》

学 部	学 科	入学定員	収容定員
文学部	国文学科	300	1,080
	中国文学科	90	460
	都市文化デザイン学科	50	100
	計	440	1,640
国際政治経済学部	国際政治経済学科	160	760
	国際経営学科	80	80
	計	240	840
合 計		680	2,480

《平成31（2019）年度》

学 部	学 科	入学定員	収容定員
文学部	国文学科	300	1,120
	中国文学科	90	410
	都市文化デザイン学科	50	150
	計	440	1,680
国際政治経済学部	国際政治経済学科	160	720
	国際経営学科	80	160
	計	240	880
合 計		680	2,560

《平成32（2020）年度》

学 部	学 科	入学定員	収容定員
文学部	国文学科	300	1,160
	中国文学科	90	360
	都市文化デザイン学科	50	200
	計	440	1,720
国際政治経済学部	国際政治経済学科	160	680
	国際経営学科	80	240
	計	240	920
合 計		680	2,640

附 則（平成30年3月28日）

65 本学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表（一）については平成30年度入学者から適用し、現に在籍する者については従前の規定による。

附 則（平成30年4月24日）

66 本学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表（一）については、平成31年度の入学者から適用し、現に在学する者については、従前の規定による。

附 則（平成30年7月24日）

67 本学則は、平成30年7月24日から施行する。

附 則（平成31年3月26日）

68 本学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則（2019年4月23日）

69 本学則は、2020年4月1日から施行する。ただし、別表（二）については、2020年度の入学者から適用し、現に在籍する者については従前の規定による。

附 則（2020年2月25日）

70 本学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2021年3月23日）

71 本学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則（2021年3月23日）

72 本学則は、2022年4月1日から施行する。

①学科新設（文学部歴史文化学科）、入学定員の減員（文学部国文学科）及び文学部都市文化デザイン学科における特定地域内学部収容定員の増加に係る外国人留学生に限定した編入学定員枠（以下、「外国人留学生編入学枠」という。）の設定に伴う経過措置として、2022年度から2024年度までの間は、文学部の入学定員及び収容定員については、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

《2022年度》

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
文学部	国文学科	240		1,140
	中国文学科	90		360
	都市文化デザイン学科	50	30	230
	歴史文化学科	60		60
	計	440	30	1,790

《2023年度》

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
文学部	国文学科	240		1,080
	中国文学科	90		360
	都市文化デザイン学科	50	30	260
	歴史文化学科	60		120
	計	440	30	1,820

《2024年度》

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
文学部	国文学科	240		1,020
	中国文学科	90		360
	都市文化デザイン学科	50	30	260
	歴史文化学科	60		180
	計	440	30	1,820

②別表（一）については、2022年度の入学者から適用し、現に在籍する者については従前の規定による。ただし、2017年度以降2021年度までの間に文学部都市文化デザイン学科に入学した者に適用される従前の別表（一）において、2021年度以降2024年度までの間に外国人留学生編入学枠によって編入学する者のみが履修できる科目として、以下の科目を追加する。

区分		授業科目名	必修単位	選択単位	配当年次	備考
ザ都市文化学科 専攻科目	文化ビジネス特殊研究①		2	3		外国人留学生特別枠 編入学者対象科目
	文化ビジネス特殊研究②		2	3		
	アニメーション文化特殊研究①		2	3		
	アニメーション文化特殊研究②		2	3		

附 則（2021年12月21日）

73 本学則は、2021年12月21日から施行する。
なお、附則72により2021年3月23日に改正し、2022年4月1日から施行する学則における別表（二）についても、今回の改正と同様の改正を行う。

附 則（2022年2月22日）

74 本学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2022年3月22日）

75 本学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2023年3月28日）

76 本学則は、2023年4月1日から施行する。ただし、別表（一）については、2022年度の入学者から適用し、2021年度以前に入学した者については、従前の規定による。

附 則（2024年3月26日）

77 本学則は、2024年4月1日から施行する。ただし、別表（一）については、2022年度入学者から適用し、2021年度以前に入学した者については、従前の規定による。

附 則（2024年12月24日）

78 本学則は、2025年4月1日から施行する。

別表（一）

<大学共通>

区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
基礎ゼミナール	基礎ゼミナール	必修	2	1	
自校教育科目	二松学舎入門	必修	2	1	
ICT教育科目	ITリテラシー①	必修	2	1・2	
キャリア教育科目	キャリアデザイン	必修	2	1・2	
数理・データ教育科目	データサイエンス入門	必修	2	2	
未来ビジョン科目	中国語基礎演習①A	必修	1	1・2	国際日本・中国学科のみ
	中国語基礎演習①B	必修	1	1・2	
	中国語基礎演習②A	必修	1	1・2	
	中国語基礎演習②B	必修	1	1・2	
	英語4技能A	必修	1	1・2	国際政治経済学科、国際経営学科のみ
	英語4技能B	必修	1	1・2	
	トイックA	必修	1	1・2	
	トイックB	必修	1	1・2	
	※総合教養科目 言語と文学の外国語科目※から4科目選択必修。	必修	1	1・2	国文学科
		必修	1	1・2	都市文化デザイン学科
		必修	1	1・2	歴史文化学科
人間と社会	日本国憲法	選択	2	1・2	文学部のみ
	言語学	選択	2	1・2	国際政治経済学部のみ
	民俗学	選択	2	1・2	
	哲学	選択	2	1・2	
	倫理学	選択	2	1・2	
	法学	選択	2	1・2	
	宗教学	選択	2	1・2	
	心理学	選択	2	1・2	
	ジェンダー論	選択	2	1・2	
歴史と文化	日本史	選択	2	1・2	
	西洋史	選択	2	1・2	
	美術史	選択	2	1・2	
	仏教史	選択	2	1・2	
	芸術学	選択	2	1・2	
	東洋史	選択	2	1・2	

区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
歴史と文化	欧米文化史	選択	2	1・2	
	総合英語 I A	選択	1	1・2	※
	総合英語 I B	選択	1	1・2	※
	総合英語 II A	選択	1	1・2	※
	総合英語 II B	選択	1	1・2	※
	総合英語 III A	選択	1	1・2	※
	総合英語 III B	選択	1	1・2	※
	総合英語 IV A	選択	1	1・2	※
	総合英語 IV B	選択	1	1・2	※
	総合英語 (文) A	選択	1	1・2	※
言語と文学	総合英語 (文) B	選択	1	1・2	※
	短期海外研修①	選択	2	1・2	集中
	短期海外研修②	選択	2	1・2	集中
	短期海外研修③	選択	2	1・2	集中
	短期海外研修④	選択	2	1・2	集中
	ドイツ語①A	選択	1	1・2	※
	ドイツ語①B	選択	1	1・2	※
	ドイツ語②A	選択	1	1・2	※
	ドイツ語②B	選択	1	1・2	※
	フランス語①A	選択	1	1・2	※
二松学舎共通科目	フランス語①B	選択	1	1・2	※
	フランス語②A	選択	1	1・2	※
	フランス語②B	選択	1	1・2	※
	ロシア語①A	選択	1	1・2	※
	ロシア語①B	選択	1	1・2	※
	ロシア語②A	選択	1	1・2	※
	ロシア語②B	選択	1	1・2	※
	中国語①A	選択	1	1・2	※
	中国語①B	選択	1	1・2	※
	中国語②A	選択	1	1・2	※
総合教養科目	中国語②B	選択	1	1・2	※
	韓国語①A	選択	1	1・2	※
	韓国語①B	選択	1	1・2	※
	韓国語②A	選択	1	1・2	※
	韓国語②B	選択	1	1・2	※
	韓国語③A	選択	1	1・2	※
	韓国語③B	選択	1	1・2	※
	韓国語④A	選択	1	1・2	※
	韓国語④B	選択	1	1・2	※
	韓国語⑤A	選択	1	1・2	※

区分		授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
二松学舎共通科目 総合教養科目 言語と文学	韓国語②A 韓国語②B 日本語①A 日本語①B 日本語②中級A 日本語②中級B 日本語②上級A 日本語②上級B 日本語③中級A 日本語③中級B 日本語③上級ⅠA 日本語③上級ⅠB 日本語③上級ⅡA 日本語③上級ⅡB 日本語③上級ⅢA 日本語③上級ⅢB 日本語④A 日本語④B 日本事情A 日本事情B 日本文学 中国文学 欧米文学 漢文学 日本語教育概論A 日本語教育概論B 外国大学科目① 外国大学科目② 外国大学科目③ 外国大学科目④ 外国大学科目⑤	韓国語②A	選択	1	1・2	※
		韓国語②B	選択	1	1・2	※
		日本語①A	選択	1	1・2	留学生対象
		日本語①B	選択	1	1・2	留学生対象
		日本語②中級A	選択	1	1・2	留学生対象
		日本語②中級B	選択	1	1・2	留学生対象
		日本語②上級A	選択	1	1・2	留学生対象
		日本語②上級B	選択	1	1・2	留学生対象
		日本語③中級A	選択	1	1・2	留学生対象
		日本語③中級B	選択	1	1・2	留学生対象
		日本語③上級ⅠA	選択	1	1・2	留学生対象
		日本語③上級ⅠB	選択	1	1・2	留学生対象
		日本語③上級ⅡA	選択	1	1・2	留学生対象
		日本語③上級ⅡB	選択	1	1・2	留学生対象
		日本語③上級ⅢA	選択	1	1・2	留学生対象
		日本語③上級ⅢB	選択	1	1・2	留学生対象
		日本語④A	選択	1	1・2	留学生対象
		日本語④B	選択	1	1・2	留学生対象
		日本事情A	選択	2	1・2	留学生対象
		日本事情B	選択	2	1・2	留学生対象
		日本文学	選択	2	1・2	
		中国文学	選択	2	1・2	
		欧米文学	選択	2	1・2	
		漢文学	選択	2	1・2	
		日本語教育概論A	選択	2	1・2	
		日本語教育概論B	選択	2	1・2	
		外国大学科目①	選択	2	2	
		外国大学科目②	選択	2	2	
		外国大学科目③	選択	2	2	
		外国大学科目④	選択	2	2	
		外国大学科目⑤	選択	2	2	
科学と情報	環境科学	選択	2	1・2		
	宇宙科学	選択	2	1・2		

区分		授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
二松学舎共通科目 総合教養科目 科学と情報	地理学 基礎数学 情報科学 プログラミング入門A プログラミング入門B 情報処理アドヴァンス データベース演習 地球環境論 情報システム概論 Webデザイン	地理学	選択	2	1・2	
		基礎数学	選択	2	1・2	
		情報科学	選択	2	2	
		プログラミング入門A	選択	2	2	
		プログラミング入門B	選択	2	2	
		情報処理アドヴァンス	選択	2	2	
		データベース演習	選択	2	2	
		地球環境論	選択	2	1・2	
		情報システム概論	選択	2	1・2	
		Webデザイン	選択	2	2	
二松学舎共通科目 健康と福祉	健康スポーツ科学 健康スポーツ① 健康スポーツ② シーズンスポーツ① シーズンスポーツ② 学校ボランティア論 介護等体験事前指導 介護等体験	健康スポーツ科学	選択	2	1・2	
		健康スポーツ①	選択	1	1・2	
		健康スポーツ②	選択	1	1・2	
		シーズンスポーツ①	選択	2	1・2	集中
		シーズンスポーツ②	選択	2	1・2	集中
		学校ボランティア論	選択	2	1・2	
		介護等体験事前指導	選択	2	2	
		介護等体験	選択	1	3	

<文学部>

区分		授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
文学部共通科目	文学入門 漢学と文章表現A 漢学と文章表現B 人文学とビジネスデザイン 人文学と教育 人文学とコミュニケーション	文学入門	必修	2	1	
		漢学と文章表現A	必修	2	1	
		漢学と文章表現B	必修	2	1	
		人文学とビジネスデザイン	選択	2	2	2科目4単位選択必修
		人文学と教育	選択	2	2	
		人文学とコミュニケーション	選択	2	2	

<国文学科>

区分		授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
学科共通科目	日本文学概論A 日本文学概論B 日本語学概論①A	日本文学概論A	必修	2	1	
		日本文学概論B	必修	2	1	
		日本語学概論①A	必修	2	1	

区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考	区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
学科共通科目	日本語学概論①B	必修	2	1	3科目6単位選択必修	専門科目I	表象メディア文化講義B	選択	2	2・3	
	日本文学全史A	必修	2	1			芸能・演劇文化講義A	選択	2	2・3	
	日本文学全史B	必修	2	1			芸能・演劇文化講義B	選択	2	2・3	
	漢文学概論	選択	2	1・2			映像・演劇文化講義A	選択	2	2・3	
	古典文学研究入門	選択	2	1・2			映像・演劇文化講義B	選択	2	2・3	
	近代文学研究入門	選択	2	1・2			芸能・演劇史①	選択	2	2・3	
	表象文化研究入門	選択	2	1・2			芸能・演劇史②	選択	2	2・3	
	ゼミナール	プレゼミ（国文学・上代）	選択	2	2		芸能・演劇史③	選択	2	2・3	
	プレゼミ（国文学・中古）	選択	2	2	芸能・演劇史④		選択	2	2・3		
	プレゼミ（国文学・中世）	選択	2	2	都市文化デザイン学講義①		選択	2	2・3		
専門科目	プレゼミ（国文学・近世）	選択	2	2	都市文化デザイン学講義②		選択	2	2・3		
	プレゼミ（国文学・近代）	選択	2	2	異文化コミュニケーション		選択	2	2・3		
	プレゼミ（映像・演劇・メディア①）	選択	2	2	言語の習得と理解の過程		選択	2	2・3		
	プレゼミ（映像・演劇・メディア②）	選択	2	2	日本語教育史		選択	2	2・3		
	プレゼミ（芸能演劇）	選択	2	2	日本文化史		選択	2	2・3		
	プレゼミ（日本語学・古典語）	選択	2	2	日本社会史		選択	2	2・3		
	プレゼミ（日本語学・現代語）	選択	2	2	現代日本研究A		選択	2	2・3		
	ゼミナール IA	必修	2	3	現代日本研究B		選択	2	2・3		
	ゼミナール IB	必修	2	3	国文学講義①A		選択	2	2・3		
	ゼミナール II A	必修	2	4	国文学講義①B		選択	2	2・3		
専門科目I	ゼミナール II B	必修	2	4	国文学講義②A		選択	2	2・3		
	卒業研究	必修	6	4	国文学講義②B		選択	2	2・3		
	国文学史 I A	選択	2	2・3	国文学講義③A		選択	2	2・3		
	国文学史 I B	選択	2	2・3	国文学講義③B		選択	2	2・3		
	国文学史 II A	選択	2	2・3	国文学講義④A		選択	2	2・3		
	国文学史 II B	選択	2	2・3	国文学講義④B		選択	2	2・3		
	国文学史 III A	選択	2	2・3	国文学講義⑤A		選択	2	2・3		
	国文学史 III B	選択	2	2・3	国文学講義⑤B		選択	2	2・3		
	漢文学 I A	選択	1	2・3	国文学講義⑥A		選択	2	2・3		
	漢文学 I B	選択	1	2・3	国文学講義⑥B		選択	2	2・3		
	漢文学 II A	選択	1	2・3	日本文学講読①A		選択	2	2・3		
	漢文学 II B	選択	1	2・3	日本文学講読①B		選択	2	2・3		
	表象メディア文化講義A	選択	2	2・3	日本文学講読②A		選択	2	2・3		

区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考	区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
専門科目I	日本文学講読②B	選択	2	2・3		専門科目I	日本語学講義②A	選択	2	2・3	
	日本文学講読③A	選択	2	2・3			日本語学講義②B	選択	2	2・3	
	日本文学講読③B	選択	2	2・3			日本語の構造①	選択	2	2・3	
	日本文学講読④A	選択	2	2・3			日本語の構造②	選択	2	2・3	
	日本文学講読④B	選択	2	2・3			中国語中級会話①	選択	2	2・3	
	日本文学講読⑤A	選択	2	2・3			中国語中級会話②	選択	2	2・3	
	日本文学講読⑤B	選択	2	2・3			韓国語中級会話①	選択	2	2・3	
	日本文学講読⑥A	選択	2	2・3			韓国語中級会話②	選択	2	2・3	
	日本文学講読⑥B	選択	2	2・3			比較文化講義A	選択	2	2・3	
	比較文学・文化講読A	選択	2	2・3			比較文化講義B	選択	2	2・3	
	比較文学・文化講読B	選択	2	2・3		専門科目	国文学研究①A	選択	2	3・4	
	書道ⅠA	選択	1	2・3			国文学研究①B	選択	2	3・4	
	書道ⅠB	選択	1	2・3			国文学研究②A	選択	2	3・4	
	書道ⅡA	選択	1	2・3			国文学研究②B	選択	2	3・4	
	書道ⅡB	選択	1	2・3			国文学研究③A	選択	2	3・4	
	書道理論A	選択	2	2・3			国文学研究③B	選択	2	3・4	
	書道理論B	選択	2	2・3			国文学研究④A	選択	2	3・4	
	書道鑑賞A	選択	2	2・3			国文学研究④B	選択	2	3・4	
	書道鑑賞B	選択	2	2・3			国文学研究⑤A	選択	2	3・4	
	表象メディア講義①A	選択	2	2・3			国文学研究⑤B	選択	2	3・4	
	表象メディア講義①B	選択	2	2・3		専門科目II	国文学研究⑥A	選択	2	3・4	
	表象メディア講義②A	選択	2	2・3			国文学研究⑥B	選択	2	3・4	
	表象メディア講義②B	選択	2	2・3			比較文学・文化研究①A	選択	2	3・4	
	古典芸能実践①A	選択	2	2・3			比較文学・文化研究①B	選択	2	3・4	
	古典芸能実践①B	選択	2	2・3			表象メディア研究①A	選択	2	3・4	
	古典芸能実践②A	選択	2	2・3			表象メディア研究①B	選択	2	3・4	
	古典芸能実践②B	選択	2	2・3			表象メディア研究②A	選択	2	3・4	
	メディア・コミュニケーション講義	選択	2	2・3			表象メディア研究②B	選択	2	3・4	
	都市文化デザイン学講義③	選択	2	2・3			芸能・演劇研究①A	選択	2	3・4	
	映像制作演習	選択	2	2・3			芸能・演劇研究①B	選択	2	3・4	
	コンテンツ企画演習	選択	2	2・3			芸能・演劇研究②A	選択	2	3・4	
	日本語学講義①A	選択	2	2・3			芸能・演劇研究②B	選択	2	3・4	
	日本語学講義①B	選択	2	2・3			芸能・演劇研究③A	選択	2	3・4	

区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
専門科目Ⅱ	芸能・演劇研究③B	選択	2	3・4	
	日本語学研究①A	選択	2	3・4	
	日本語学研究①B	選択	2	3・4	
	日本語学研究②A	選択	2	3・4	
	日本語学研究②B	選択	2	3・4	
	対照言語学研究①	選択	2	3・4	
	対照言語学研究②	選択	2	3・4	
	対照言語学研究③	選択	2	3・4	
	日本文学と思想A	選択	2	3・4	
	日本文学と思想B	選択	2	3・4	
	古典文学特殊研究A	選択	2	3・4	
	古典文学特殊研究B	選択	2	3・4	
	近代文学特殊研究A	選択	2	3・4	
	近代文学特殊研究B	選択	2	3・4	
	現代文学特殊研究A	選択	2	3・4	
	現代文学特殊研究B	選択	2	3・4	
	創作実践①A	選択	2	3・4	
	創作実践①B	選択	2	3・4	
	創作実践②A	選択	2	3・4	
	創作実践②B	選択	2	3・4	
	創作実践③A	選択	2	3・4	
	創作実践③B	選択	2	3・4	
	古典芸能実践③A	選択	2	3・4	
	古典芸能実践③B	選択	2	3・4	
	古典芸能実践④A	選択	2	3・4	
	古典芸能実践④B	選択	2	3・4	
	芸能・演劇特殊研究①A	選択	2	3・4	
	芸能・演劇特殊研究①B	選択	2	3・4	
	芸能・演劇特殊研究②A	選択	2	3・4	
	芸能・演劇特殊研究②B	選択	2	3・4	
	表象メディア特殊研究A	選択	2	3・4	
	表象メディア特殊研究B	選択	2	3・4	
	日本語学特殊研究①A	選択	2	3・4	

区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
専門科目Ⅱ	日本語学特殊研究①B	選択	2	3・4	
	日本語学特殊研究②A	選択	2	3・4	
	日本語学特殊研究②B	選択	2	3・4	
	言語学概論A	選択	2	3・4	
	言語学概論B	選択	2	3・4	
	言語と社会A	選択	2	3・4	
	言語と社会B	選択	2	3・4	
	履修要件	二松学舎共通科目から22単位（うち総合教養科目から8単位）、学部共通科目から10単位、学科共通科目から18単位、専門科目から74単位以上、計124単位以上修得すること。（履修科目の登録の上限：40単位（年間）） なお、専門科目のうち専門科目Ⅰの科目から18単位、専門科目Ⅱの科目から18単位を選択必修とする。専門科目には、プレゼン（4単位選択必修）、ゼミナールⅠ、Ⅱ（各4単位必修）、卒業研究（6単位必修）、他学科他専門科目（20単位選択必修）を含む。			

＜国際日本・中国学科＞

区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
学科共通科目	中国学入門A	必修	1	1	
	中国学入門B	必修	1	1	
	基礎訓読法A	必修	1	1	
	基礎訓読法B	必修	1	1	
	日本語学概論②A	必修	2	1	
	日本文学概説A	必修	2	1	
	中国文学史A	選択	2	1・2	
	中国文学史B	選択	2	1・2	
	中国思想史A	選択	2	1・2	
	中国思想史B	選択	2	1・2	
	日本漢学概論A	選択	2	1・2	
	日本漢学概論B	選択	2	1・2	
	中国書道史A	選択	2	1・2	10単位以上選択必修
	中国書道史B	選択	2	1・2	
	基礎韓国語演習①A	選択	1	1・2	
	基礎韓国語演習①B	選択	1	1・2	
	基礎韓国語演習②A	選択	1	1・2	
	基礎韓国語演習②B	選択	1	1・2	
	書道①A	選択	1	1・2	

区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考	区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
学科共通科目	書道①B	選択	1	1・2	10単位以上選択必修	専門科目I	中国語中級読解③	選択	2	2・3	
	書道②A	選択	1	1・2			中国語中級読解④	選択	2	2・3	
	書道②B	選択	1	1・2			韓国語中級会話①	選択	2	2・3	
	日本語学概論②B	選択	2	1・2			韓国語中級会話②	選択	2	2・3	
	日本文学概説B	選択	2	1・2			韓国語中級会話③	選択	2	2・3	
	国文法演習A	選択	1	1・2			韓国語中級会話④	選択	2	2・3	
	国文法演習B	選択	1	1・2			韓国語中級表現①	選択	2	2・3	
	漢字情報処理	選択	2	1・2			韓国語中級表現②	選択	2	2・3	
ゼミナール	プレゼミ（中国文学）	選択	2	2	2科目4単位選択必修	専門科目I	韓国語中級表現③	選択	2	2・3	
	プレゼミ（日本漢学）	選択	2	2			韓国語中級表現④	選択	2	2・3	
	プレゼミ（アジア史）	選択	2	2			韓国語中級読解①	選択	2	2・3	
	プレゼミ（中国語）	選択	2	2			韓国語中級読解②	選択	2	2・3	
	プレゼミ（韓国語）	選択	2	2			韓国語中級読解③	選択	2	2・3	
	プレゼミ（書道）	選択	2	2			韓国語中級読解④	選択	2	2・3	
	ゼミナールⅠA	必修	2	3			書道文化演習 楷書の古典①A	選択	1	2・3	
	ゼミナールⅠB	必修	2	3			書道文化演習 楷書の古典①B	選択	1	2・3	
	ゼミナールⅡA	必修	2	4			書道文化演習 楷書の古典②A	選択	1	2・3	
	ゼミナールⅡB	必修	2	4			書道文化演習 楷書の古典②B	選択	1	2・3	
	卒業研究	必修	6	4			書道文化演習 行書の古典①A	選択	1	2・3	
専門科目	日本漢学演習①	選択	2	2・3	専門科目I	専門科目I	書道文化演習 行書の古典①B	選択	1	2・3	
	日本漢学演習②	選択	2	2・3			書道文化演習 行書の古典②A	選択	1	2・3	
	日本漢学演習③	選択	2	2・3			書道文化演習 行書の古典②B	選択	1	2・3	
	日本漢学演習④	選択	2	2・3			書道文化演習 草書の古典①A	選択	1	2・3	
	中国語中級会話①	選択	2	2・3			書道文化演習 草書の古典①B	選択	1	2・3	
	中国語中級会話②	選択	2	2・3			書道文化演習 かなの古典①A	選択	1	2・3	
	中国語中級会話③	選択	2	2・3			書道文化演習 かなの古典①B	選択	1	2・3	
	中国語中級会話④	選択	2	2・3			書道文化演習 漢字・かな交じりの書と古典A	選択	1	2・3	
	中国語中級表現①	選択	2	2・3			書道文化演習 漢字・かな交じりの書と古典B	選択	1	2・3	
	中国語中級表現②	選択	2	2・3			書道文化演習 書道作品制作①A	選択	1	2・3	
	中国語中級表現③	選択	2	2・3			書道文化演習 書道作品制作①B	選択	1	2・3	
	中国語中級表現④	選択	2	2・3			書道文化演習 書道作品制作②A	選択	1	2・3	
	中国語中級表現①	選択	2	2・3			書道文化演習 書道作品制作②B	選択	1	2・3	
	中国語中級表現②	選択	2	2・3			中国文学概論A	選択	2	2・3	

区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考	区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
専門科目I	中国文学概論B	選択	2	2・3		専門科目I	国文学講義⑥A	選択	2	2・3	
	中国文学講読①	選択	2	2・3			国文学講義⑥B	選択	2	2・3	
	中国文学講読②	選択	2	2・3			海外社会事情II(中国)	選択	2	2・3	
	中国文学講読③	選択	2	2・3			比較文学・文化論③A	選択	2	2・3	
	中国文学講読④	選択	2	2・3			比較文学・文化論③B	選択	2	2・3	
	中国近現代文学史A	選択	2	2・3			比較文学・文化講義④A	選択	2	2・3	
	中国近現代文学史B	選択	2	2・3			比較文学・文化講義④B	選択	2	2・3	
	中国思想概論A	選択	2	2・3			韓国文学史A	選択	2	2・3	
	中国思想概論B	選択	2	2・3			韓国文学史B	選択	2	2・3	
	中国思想史講読①	選択	2	2・3			比較文学・文化論④A	選択	2	2・3	
	中国思想史講読②	選択	2	2・3			比較文学・文化論④B	選択	2	2・3	
	中国思想史講読③	選択	2	2・3			海外社会事情I(韓国)	選択	2	2・3	
	中国思想史講読④	選択	2	2・3			海外(韓国)研修講座①	選択	2	2・3	集中
	東アジア史学講読①	選択	2	2・3			海外(韓国)研修講座②	選択	2	2・3	集中
	東アジア史学講読②	選択	2	2・3		専門科目II	書道文化講義 書道名品鑑賞①A	選択	2	2・3	
	比較文学・文化講義③A	選択	2	2・3			書道文化講義 書道作品鑑賞①B	選択	2	2・3	
	比較文学・文化講義③B	選択	2	2・3			書道文化講義 日本書道史A	選択	2	2・3	
	海外(中国)研修講座①	選択	2	2・3	集中		書道文化講義 日本書道史B	選択	2	2・3	
	海外(中国)研修講座②	選択	2	2・3	集中		中国文学研究①	選択	2	3・4	
専門科目II	日本漢文学史A	選択	2	2・3			中国文学研究②	選択	2	3・4	
	日本漢文学史B	選択	2	2・3			中国文学研究③	選択	2	3・4	
	日本漢学講読①	選択	2	2・3			中国文学研究④	選択	2	3・4	
	日本漢学講読②	選択	2	2・3			中国文学研究⑤	選択	2	3・4	
	国文学講義①A	選択	2	2・3			中国文学研究⑥	選択	2	3・4	
	国文学講義①B	選択	2	2・3			中国思想史研究①	選択	2	3・4	
	国文学講義②A	選択	2	2・3			中国思想史研究②	選択	2	3・4	
	国文学講義②B	選択	2	2・3			中国思想史研究③	選択	2	3・4	
	国文学講義③A	選択	2	2・3			中国思想史研究④	選択	2	3・4	
	国文学講義③B	選択	2	2・3			中国文学と思想A	選択	2	3・4	
	国文学講義④A	選択	2	2・3			中国文学と思想B	選択	2	3・4	
	国文学講義④B	選択	2	2・3			日本漢学研究①	選択	2	3・4	
	国文学講義⑤A	選択	2	2・3			日本漢学研究②	選択	2	3・4	
	国文学講義⑤B	選択	2	2・3			中国語上級会話①	選択	2	3・4	

区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考	区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
専門科目II	中国語上級会話②	選択	2	3・4		専門科目II	書道表現研究 細字書と篆刻の古典A	選択	2	3・4	
	中国語上級表現①	選択	2	3・4			書道表現研究 細字書と篆刻の古典B	選択	2	3・4	
	中国語上級表現②	選択	2	3・4			書道作品制作 漢字の書①A	選択	2	3・4	
	中国語上級読解①	選択	2	3・4			書道作品制作 漢字の書①B	選択	2	3・4	
	中国語上級読解②	選択	2	3・4			書道作品制作 漢字の書②A	選択	2	3・4	
	中国語上級読解③	選択	2	3・4			書道作品制作 漢字の書②B	選択	2	3・4	
	中国語上級読解④	選択	2	3・4			書道作品制作 かなの書①A	選択	2	3・4	
	ビジネス中国語①	選択	2	3・4			書道作品制作 かなの書①B	選択	2	3・4	
	ビジネス中国語②	選択	2	3・4			書道作品制作 かなの書②A	選択	2	3・4	
	比較文学・文化研究②A	選択	2	3・4			書道作品制作 かなの書②B	選択	2	3・4	
	比較文学・文化研究②B	選択	2	3・4			書道作品制作 漢字かな交じりの書A	選択	2	3・4	
	比較文学・文化研究③A	選択	2	3・4			書道作品制作 漢字かな交じりの書B	選択	2	3・4	
	比較文学・文化研究③B	選択	2	3・4			書道作品制作 篆刻・刻字A	選択	2	3・4	
	比較文学・文化研究④A	選択	2	3・4			書道作品制作 篆刻・刻字B	選択	2	3・4	
	比較文学・文化研究④B	選択	2	3・4			中国学特殊研究(作詩法)A	選択	2	3・4	
	韓国語上級会話①	選択	2	3・4			中国学特殊研究(作詩法)B	選択	2	3・4	
	韓国語上級会話②	選択	2	3・4			中国文化史特殊研究	選択	2	3・4	
	韓国語上級表現①	選択	2	3・4			中国思想史特殊研究	選択	2	3・4	
	韓国語上級表現②	選択	2	3・4			日本漢学特殊研究A	選択	2	3・4	
	韓国語上級表現③	選択	2	3・4			日本漢学特殊研究B	選択	2	3・4	
	韓国語上級表現④	選択	2	3・4			創作実践②A	選択	2	3・4	
	韓国語上級読解①	選択	2	3・4			創作実践②B	選択	2	3・4	
	韓国語上級読解②	選択	2	3・4			中国語学概論A	選択	2	3・4	
	ビジネス韓国語①	選択	2	3・4			中国語学概論B	選択	2	3・4	
	ビジネス韓国語②	選択	2	3・4			言語学概論A	選択	2	3・4	
	韓国文化研究A	選択	2	3・4			言語学概論B	選択	2	3・4	
	韓国文化研究B	選択	2	3・4			国際貿易論A	選択	2	3・4	
	書道表現研究 草書の古典②A	選択	2	3・4			国際貿易論B	選択	2	3・4	
	書道表現研究 草書の古典②B	選択	2	3・4			国際法A	選択	2	3・4	
	書道表現研究 かなの古典②A	選択	2	3・4			国際法B	選択	2	3・4	
	書道表現研究 かなの古典②B	選択	2	3・4			外国法A	選択	2	3・4	
	書道表現研究 隸書・篆書の古典A	選択	2	3・4			外国法B	選択	2	3・4	
	書道表現研究 隸書・篆書の古典B	選択	2	3・4			海外(中国)研修講座③	選択	2	3・4	集中

区分		授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考	区分		授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
専門科目II	専門科目II	海外（韓国）研修講座③	選択	2	3・4	集中	ゼミナール	プレゼミ（観光メディアB）	選択	2	2	プレゼミ2科目4単位選択必修	
		比較文学・文化特殊研究④A	選択	2	3・4			プレゼミ（国際日本学A）	選択	2	2		
		比較文学・文化特殊研究④B	選択	2	3・4			プレゼミ（国際日本学B）	選択	2	2		
		韓国語学概論A	選択	2	3・4			ゼミナールIA	必修	4	3		
		韓国語学概論B	選択	2	3・4			ゼミナールIB	必修	4	3		
		書道文化特殊研究 中国書道史研究A	選択	2	3・4			ゼミナールIIA	必修	4	3		
		書道文化特殊研究 中国書道史研究B	選択	2	3・4			ゼミナールIIB	必修	4	3		
		書道文化特殊研究 日本書道史研究A	選択	2	3・4			卒業研究	必修	6	4		
		書道文化特殊研究 日本書道史研究B	選択	2	3・4		専門科目	映像制作演習	選択	2	2・3		
		書道文化特殊研究 書論講読A	選択	2	3・4			コンテンツ企画演習	選択	2	2・3		
		書道文化特殊研究 書論講読B	選択	2	3・4			広告文化論演習	選択	2	2・3		
		書道文化特殊研究 書道名品鑑賞②A	選択	2	3・4			アートビジネス演習	選択	2	2・3		
		書道文化特殊研究 書道名品鑑賞②B	選択	2	3・4			Global English	選択	2	2・3		
履修要件		二松学舎共通科目から22単位（うち総合教養科目から8単位）、学部共通科目から10単位、学科共通科目から18単位、専門科目から74単位以上、計124単位以上修得すること。（履修科目の登録の上限：40単位（年間）） なお、専門科目のうち専門科目Iの科目から18単位、専門科目IIの科目から18単位を選択必修とする。専門科目には、プレゼミ（4単位選択必修）、ゼミナールI、II（各4単位必修）、卒業研究（6単位必修）、他学科他専門科目（20単位選択必修）を含む。											

＜都市文化デザイン学科＞

区分		授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考	区分		授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考	
学科共通科目	学科共通科目	都市文化デザイン学入門	必修	2	1		専門科目I	都市文化デザイン学講義①	必修	2	2・3			
		異文化コミュニケーション概論	必修	2	1			都市文化デザイン学講義②	必修	2	2・3			
		コンテンツ文化概論	必修	2	1			都市文化デザイン学講義③	必修	2	2・3			
		国際日本学概論	必修	2	1			都市文化デザイン学講義④	必修	2	2・3			
		都市社会文化概論	必修	2	1			視覚文化論講義	選択	2	2・3			
		観光社会学概論	必修	2	1			多文化共生講義	選択	2	2・3			
		メディア学概論	必修	2	1			マスコミ文化論講義	選択	2	2・3			
		環境デザイン学概論	必修	2	1			観光文化論講義	選択	2	2・3			
		英語で学ぶフランス語	選択	2	1・2	1科目2単位選択必修		芸能・演劇文化講義A	選択	2	2・3			
		英語で学ぶ中国語	選択	2	1・2			芸能・演劇文化講義B	選択	2	2・3			
専門科目	ゼミナール	プレゼミ（コンテンツ文化A）	選択	2	2	プレゼミ2科目4単位選択必修	専門科目II	メディア・コミュニケーション講義	選択	2	2・3			
		プレゼミ（コンテンツ文化B）	選択	2	2			編集デザイン講義	選択	2	2・3			
		プレゼミ（観光メディアA）	選択	2	2			映像・演劇文化講義A	選択	2	2・3			

区分		授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考	区分		授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
専門科目II	専門科目II	アニメーション文化研究	選択	2	3・4		ゼミナール	ゼミナール	プレゼミ（日本史・古代～近世）	選択	2	2	2科目4単位選択必修
		江戸東京文化研究	選択	2	3・4				プレゼミ（日本史・近現代）	選択	2	2	
		都市文化デザイン学特殊研究	必修	2	3・4				プレゼミ（欧米史）	選択	2	2	
		地域プランディング特殊研究	選択	2	3・4				プレゼミ（アジア史）	選択	2	2	
		編集デザイン特殊研究	選択	2	3・4				プレゼミ（思想文化史）	選択	2	2	
		パフォーミングアーツ特殊研究	選択	2	3・4				プレゼミ（芸能文化史）	選択	2	2	
		アニメーション文化特殊研究①	選択	2	3・4				ゼミナール IA	必修	2	3	
		アニメーション文化特殊研究②	選択	2	3・4				ゼミナール IB	必修	2	3	
		文化ビジネス特殊研究①	選択	2	3・4				ゼミナール II A	必修	2	4	
		文化ビジネス特殊研究②	選択	2	3・4				ゼミナール II B	必修	2	4	
		東アジア都市文化フィールドワーク①	選択	2	3・4	集中			卒業研究	必修	6	4	
		東アジア都市文化フィールドワーク②	選択	2	3・4	集中			日本社会史	選択	2	2・3	
		欧米都市文化フィールドワーク	選択	2	3・4	集中			日本文化史	選択	2	2・3	
履修要件	二松学舎共通科目から22単位（うち総合教養科目から8単位）、学部共通科目から10単位、学科共通科目から18単位、専門科目から74単位以上、計124単位以上修得すること。（履修科目の登録の上限：40単位（年間）） なお、専門科目のうち専門科目Iの科目から18単位、専門科目IIの科目から18単位を選択必修とする。専門科目には、プレゼミ（4単位選択必修）、ゼミナールI、II（各4単位必修）、卒業研究（6単位必修）、他学科他専門科目（20単位選択必修）を含む。												

＜歴史文化学科＞

区分		授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考	区分		授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
学科共通科目	学科共通科目	歴史文化概論	必修	2	1		専門科目I	専門科目I	日本社会史	選択	2	2・3	5科目10単位選択必修
		日本史概論	必修	2	1				日本文化史	選択	2	2・3	
		アジア史概論	必修	2	1				日本仏教史①	選択	2	2・3	
		西洋史概論	必修	2	1				日本仏教史②	選択	2	2・3	
		古文書学入門①	選択	2	1・2				九段学	選択	2	2・3	
		古文書学入門②	選択	2	1・2				江戸東京史	選択	2	2・3	
		地理学概説	選択	2	1・2				歴史文化フィールドワーク	選択	2	2・3	
		地誌学概説	選択	2	1・2				比較文学・文化論③A	選択	2	2・3	
		経済学概説	選択	2	1・2				比較文学・文化論③B	選択	2	2・3	
		哲学概説	選択	2	1・2				文化交流史	選択	2	2・3	
		倫理学概説	選択	2	1・2				日本漢文学史A	選択	2	2・3	
		政治学概説	選択	2	1・2				日本漢文学史B	選択	2	2・3	
		社会学概説	選択	2	1・2				芸能・演劇史①	選択	2	2・3	

区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考	区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
専門科目I	日本史特講③	選択	2	2・3		専門科目II	中国文学と思想B	選択	2	3・4	
	日本史特講④	選択	2	2・3			日本史特殊研究①	選択	2	3・4	
	考古学概論	選択	2	2・3			日本史特殊研究②	選択	2	3・4	
	海外社会事情I（韓国）	選択	2	2・3			日本史特殊研究③	選択	2	3・4	
	海外社会事情II（中国）	選択	2	2・3			日本史特殊研究④	選択	2	3・4	
	東アジア史学講読①	選択	2	2・3			日本史特殊研究⑤	選択	2	3・4	
	東アジア史学講読②	選択	2	2・3			東アジア都市文化フィールドワーク①	選択	2	3・4	集中
	ヨーロッパ史特講	選択	2	2・3			東アジア都市文化フィールドワーク②	選択	2	3・4	集中
	多文化共生講義	選択	2	2・3			欧米都市文化フィールドワーク	選択	2	3・4	集中
	自然地理学講義	選択	2	2・3			中国語学概論A	選択	2	3・4	
	民俗学概論	選択	2	2・3			中国語学概論B	選択	2	3・4	
	日本思想史講読	選択	2	2・3			韓国語学概論A	選択	2	3・4	
	中国思想史講読①	選択	2	2・3			韓国語学概論B	選択	2	3・4	
	芸能文化史講読	選択	2	2・3			海外（中国）研修講座③	選択	2	3・4	集中
専門科目	日本古代史研究	選択	2	3・4			海外（韓国）研修講座③	選択	2	3・4	集中
	日本中世史研究	選択	2	3・4			東アジア史特殊研究	選択	2	3・4	
	日本近世史研究	選択	2	3・4			中国文化史特殊研究	選択	2	3・4	
	日本近現代史研究	選択	2	3・4			欧米文化史特殊研究	選択	2	3・4	
	日本史料研究	選択	2	3・4			民俗学特殊研究①	選択	2	3・4	
	国際日本史研究	選択	2	3・4			民俗学特殊研究②	選択	2	3・4	
	日本思想史研究①	選択	2	3・4			日本思想史特殊研究	選択	2	3・4	
	日本思想史研究②	選択	2	3・4			中国思想史特殊研究	選択	2	3・4	
	江戸東京文化研究	選択	2	3・4			美術史特殊研究	選択	2	3・4	
	欧米文化史研究	選択	2	3・4			芸能・演劇特殊研究②A	選択	2	3・4	
	アジア文化史研究	選択	2	3・4			芸能・演劇特殊研究②B	選択	2	3・4	
	人文地理学研究	選択	2	3・4			表象メディア特殊研究A	選択	2	3・4	
	中国思想史研究①	選択	2	3・4			表象メディア特殊研究B	選択	2	3・4	
	中国思想史研究②	選択	2	3・4		履修要件	二松学舎共通科目から22単位（うち総合教養科目から8単位）、学部共通科目から10単位、学科共通科目から18単位、専門科目から74単位以上、計124単位以上修得すること。（履修科目の登録の上限：40単位（年間））				
	芸能・演劇研究③A	選択	2	3・4			なお、専門科目のうち専門科目Iの科目から18単位、専門科目IIの科目から18単位を選択必修とする。専門科目には、プレゼン（4単位選択必修）、ゼミナールI、II（各4単位必修）、卒業研究（6単位必修）、他学科他専門科目（20単位選択必修）を含む。				
	芸能・演劇研究③B	選択	2	3・4							
	日本文学と思想A	選択	2	3・4							
	日本文学と思想B	選択	2	3・4							
	中国文学と思想A	選択	2	3・4							

＜国際政治経済学部＞

区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
ICT教育科目	ITリテラシー②	必修	2	1	
PBL科目	PBLゼミナール	必修	2	1	
国際政治経済学部共通科目	外国語科目群（独・仏・露・中・韓）	選択	1	1	
	総合教養科目※英語以外から選択	選択	1	1	
	グローバルカレントトピックスA	選択	1	2	
	グローバルカレントトピックスB	選択	1	2	
	英語プレゼンテーションA	選択	1	2	
	英語プレゼンテーションB	選択	1	2	
	ビジネスイングリッシュA	選択	1	2	
	ビジネスイングリッシュB	選択	1	2	
	タスククリーディングA	選択	1	2	
	タスククリーディングB	選択	1	2	
	タスククリスニングA	選択	1	2	
	タスククリスニングB	選択	1	2	
数理・データ教育科目	データ分析入門	必修	2	2	
キャリア教育科目	キャリアビジョン	必修	2	3	

＜国際政治経済学科＞

区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
学科共通科目	政治学	必修	2	1	
	国際関係	必修	2	1	
	経済学入門A	必修	2	1	
	経済学入門B	必修	2	1	
	法学概論A	必修	2	1	
	法学概論B	必修	2	1	
	日本史概論A	選択	2	1	
	日本史概論B	選択	2	1	
	西洋史概論	選択	2	1	
	東洋史概論	選択	2	1	
	宗教学概論	選択	2	1	
	基礎社会学A	選択	2	2	
	基礎社会学B	選択	2	2	

区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
学科共通科目	基礎地理学A	選択	2	2	4科目8単位選択必修
	基礎地理学B	選択	2	2	
	基礎地誌学	選択	2	2	
	憲法A	選択	2	2	
	憲法B	選択	2	2	法行政専攻必修
	国際法A	選択	2	2	
	国際法B	選択	2	2	
	国際政治学A	選択	2	2	
	国際政治学B	選択	2	2	
	政治学原論A	選択	2	2	国際政治専攻必修
	政治学原論B	選択	2	2	国際政治専攻必修
	政治理論	選択	2	2	
	比較政治学A	選択	2	2	
専門科目I	比較政治学B	選択	2	2	
	国際関係史	選択	2	2	
	行政学	選択	2	2	
	マクロ経済学入門A	選択	2	2	国際経済専攻選択必修
	マクロ経済学入門B	選択	2	2	
	ミクロ経済学入門A	選択	2	2	国際経済専攻選択必修
	ミクロ経済学入門B	選択	2	2	
	財政学	選択	2	2	
	金融論A	選択	2	2	
	金融論B	選択	2	2	
	国際経済論A	選択	2	2	
	国際経済論B	選択	2	2	
	民法①A	選択	2	2	
専門科目II	民法①B	選択	2	2	
	商法	選択	2	2	
	刑法A	選択	2	2	
	刑法B	選択	2	2	
	行政法A	選択	2	2	
	行政法B	選択	2	2	
	海外社会事情 I	選択	2	2	
	海外社会事情 II	選択	2	2	
	国際社会論	選択	2	2	
	国際政治論	選択	2	2	
	国際経済論	選択	2	2	
	国際関係論	選択	2	2	

区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考	区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考	
専門科目 I	海外社会事情 II	選択	2	2		専門科目 II	日本政治外交史B	選択	2	3・4		
	海外社会事情 III	選択	2	2			地方自治論	選択	2	3・4		
	海外社会事情 IV	選択	2	2			国際政治特別講義	選択	2	3・4		
	海外社会事情 V	選択	2	2			外国書研究（政治）	選択	2	3・4		
	ビジネスIT・IA	選択	2	2			マクロ経済学A	選択	2	3・4		
	ビジネスIT・IB	選択	2	2			マクロ経済学B	選択	2	3・4		
	ビジネスIT・IIA	選択	2	2			ミクロ経済学A	選択	2	3・4		
	ビジネスIT・IIB	選択	2	2			ミクロ経済学B	選択	2	3・4		
	統計学	選択	2	2			国際貿易論A	選択	2	3・4		
	財務会計論	選択	2	2			国際貿易論B	選択	2	3・4		
	簿記	選択	2	2			国際金融論A	選択	2	3・4		
	簿記演習	選択	2	2			国際金融論B	選択	2	3・4		
	TOEFL	選択	2	2	英語特別プログラム		経済発展論	選択	2	3・4		
	Cross-Cultural Communication	選択	2	2			日本経済論	選択	2	3・4		
	Academic Writing	選択	2	2			経済学特別講義	選択	2	3・4		
	Academic Reading	選択	2	2			外国書研究（経済）	選択	2	3・4		
専門科目 II	国際政治経済論A	選択	2	3・4		専門科目 II	民法②A	選択	2	3・4		
	国際政治経済論B	選択	2	3・4			民法②B	選択	2	3・4		
	現代国際政治史A	選択	2	3・4			会社法A	選択	2	3・4		
	現代国際政治史B	選択	2	3・4			会社法B	選択	2	3・4		
	政治思想史A	選択	2	3・4			経済法	選択	2	3・4		
	政治思想史B	選択	2	3・4			税法	選択	2	3・4		
	アジア政治史A	選択	2	3・4			知的財産権法	選択	2	3・4		
	アジア政治史B	選択	2	3・4			民事訴訟法	選択	2	3・4		
	国際社会論	選択	2	3・4			国際経済法	選択	2	3・4		
	国際機構論A	選択	2	3・4			国際取引法	選択	2	3・4		
	国際機構論B	選択	2	3・4			外国法A	選択	2	3・4		
	国際安全保障論A	選択	2	3・4			外国法B	選択	2	3・4		
	国際安全保障論B	選択	2	3・4			法学特別講義	選択	2	3・4		
	国際協力とNGO	選択	2	3・4			外国書研究（法律）	選択	2	3・4		
	日本政治論A	選択	2	3・4			地域研究 I	選択	2	3・4		
	日本政治論B	選択	2	3・4			地域研究 II	選択	2	3・4		
	日本政治外交史A	選択	2	3・4			地域研究 III	選択	2	3・4		

区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
専門科目II	地域研究IV	選択	2	3・4	
	地域研究V	選択	2	3・4	
	東アジアの政治と経済	選択	2	3・4	
	ビジネスIT・III A	選択	2	3・4	
	ビジネスIT・III B	選択	2	3・4	
	ビジネスIT・IV A	選択	2	3・4	
	ビジネスIT・IV B	選択	2	3・4	
	SQL演習	選択	2	3・4	
	Python演習①	選択	2	3・4	
	Python演習②	選択	2	3・4	
	起業家論	選択	2	3・4	
	Business Writing	選択	2	3・4	
	Business Communication	選択	2	3・4	
	Discussion	選択	2	3・4	
	Advanced TOEIC	選択	2	3・4	
	Media English	選択	2	3・4	
	Advanced Conversation	選択	2	3・4	
	Advanced Presentation	選択	2	3・4	
	Independent Study	選択	2	3・4	
	卒業論文	選択	4	4	
ゼミナール	イングリッシュセミナーA	必修	2	2	
	イングリッシュセミナーB	必修	2	2	
	ゼミナール①A	必修	2	3	
	ゼミナール①B	必修	2	3	
	ゼミナール②A	必修	2	4	
	ゼミナール②B	必修	2	4	
履修要件	二松学舎共通科目から22単位（うち総合教養科目から8単位）、学部共通科目から12単位、学科共通科目から20単位、専門科目から70単位以上、計124単位以上修得すること。（履修科目の登録の上限：40単位（年間）） なお、専門科目のうち専門科目Iの科目から16単位、専門科目IIの科目から26単位を選択必修とする。専門科目には、ゼミナール（12単位必修）、他学科他専門科目（16単位選択必修）を含む。				

＜国際経営学科＞

区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
専門科目I	経営学概論A	必修	2	1	
	経営学概論B	必修	2	1	
	経済学A	必修	2	1	
	経済学B	必修	2	1	
	法学A	必修	2	1	
	法学B	必修	2	1	
	プラクティカルイングリッシュA	必修	2	2	
	プラクティカルイングリッシュB	必修	2	2	
	統計学A	必修	2	2	
	統計学B	必修	2	2	
	企業法①	選択	2	2	
	企業法②	選択	2	2	
	マーケティング概論	選択	2	2	
	キャリアマネジメントI	選択	2	2	
	ファイナンス基礎	選択	2	2	
	経営戦略論	選択	2	2	
	経営組織論	選択	2	2	
	経営史	選択	2	2	
	財務会計論	選択	2	2	
専門科目II	簿記	選択	2	2	
	簿記演習	選択	2	2	
	民法①A	選択	2	2	
	民法①B	選択	2	2	
	ビジネスIT・I A	選択	2	2	
	ビジネスIT・I B	選択	2	2	
英語特別プログラム	ビジネスIT・II A	選択	2	2	
	ビジネスIT・II B	選択	2	2	
	TOEFL	選択	2	2	
	Cross-Cultural Communication	選択	2	2	
	Academic Writing	選択	2	2	
	Academic Reading	選択	2	2	
専門科目II	会社法A	選択	2	3・4	

区分	授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
専門科目II	会社法B	選択	2	3・4	
	ビジネス・エコノミクス	選択	2	3・4	
	イノベーション論 I	選択	2	3・4	
	イノベーション論 II	選択	2	3・4	
	ファイナンス応用	選択	2	3・4	
	商品開発論	選択	2	3・4	
	広告論	選択	2	3・4	
	スポーツマネジメント	選択	2	3・4	
	ビジネスアイディア論	選択	2	3・4	
	ブランド戦略論	選択	2	3・4	
	観光ビジネス論	選択	2	3・4	
	流通論	選択	2	3・4	
	国際経営論	選択	2	3・4	
	ベンチャービジネス論	選択	2	3・4	
	キャリアマネジメントII	選択	2	3・4	
	人的資源管理論	選択	2	3・4	
	グローバル企業論	選択	2	3・4	
	国際マーケティング論	選択	2	3・4	
	中小企業論	選択	2	3・4	
	リーダーシップ論	選択	2	3・4	
	技術経営論	選択	2	3・4	
	生産管理論	選択	2	3・4	
	オペレーションズリサーチ	選択	2	3・4	
	経営学特別講義 I	選択	2	3・4	
	経営学特別講義 II	選択	2	3・4	
	東アジアの政治と経済	選択	2	3・4	
	ビジネスIT・III A	選択	2	3・4	
	ビジネスIT・III B	選択	2	3・4	
	ビジネスIT・IV A	選択	2	3・4	
	ビジネスIT・IV B	選択	2	3・4	
	SQL演習	選択	2	3・4	
	Python演習①	選択	2	3・4	
	Python演習②	選択	2	3・4	

区分		授業科目名	必修・選択	単位数	配当年次	備考
専門科目	専門科目 II	Business Writing	選択	2	3・4	英語特別プログラム
		Business Communication	選択	2	3・4	
		Discussion	選択	2	3・4	
		Advanced TOEIC	選択	2	3・4	
		Media English	選択	2	4	
		Advanced Conversation	選択	2	4	
		Advanced Presentation	選択	2	4	
		Independent Study	選択	2	4	
		卒業論文	選択	4	4	
	ゼミナール	キャリアゼミナール	必修	2	2	
		プレゼミナール	必修	2	2	
		ゼミナール①A	必修	2	3	
		ゼミナール①B	必修	2	3	
		ゼミナール②A	必修	2	4	
		ゼミナール②B	必修	2	4	
履修要件	二松学舎共通科目から22単位（うち総合教養科目から8単位）、学部共通科目から12単位、学科共通科目から16単位、専門科目から74単位以上、計124単位以上修得すること。（履修科目の登録の上限：40単位（年間）） なお、専門科目のうち専門科目 I の科目から16単位、専門科目 II の科目から26単位を選択必修とする。専門科目には、ゼミナール（12単位必修）、他学科他専門科目（20単位選択必修）を含む。					

＜教職に関する専門科目＞

区分	授業科目名	単位数	配当年次	備考
教職課程科目	道徳教育の指導法	2	1	
	特別支援教育概論	2	1	
	教師論	2	1・2	
	教育原理	2	1・2	
	教育史	2	1・2	
	教育心理学	2	1・2	
	特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	2	
	教育方法・技術論（ICT活用含む）	2	2	
	教育課程・教育方法論	2	2	
	生徒指導・進路指導論	2	2	
	社会科指導法A	2	2	国際政治経済学科、歴史文化学科共通科目

区分	授業科目名	単位数	配当年次	備考	区分	授業科目名	単位数	配当年次	備考
教職課程科目	社会科指導法B	2	2	国際政治経済学科、歴史文化学科共通科目	図書館司書課程	図書館概論	2	2	
	教育法規	2	3			図書館制度・経営論	2	3	
	教育相談	2	3			図書館情報・技術論	2	3	
	国語科指導法 I	2	2	国文学科、国際日本・中国学科共通科目		図書館サービス概論	2	2	
	国語科教育法A	2	3	国文学科、国際日本・中国学科共通科目		情報サービス論	2	3	
	国語科教育法B	2	3	国文学科、国際日本・中国学科共通科目		児童サービス論	2	3	
	中国語科教育法A	2	3	国際日本・中国学科科目		情報サービス演習 I	1	3	
	中国語科教育法B	2	3	国際日本・中国学科科目		情報サービス演習 II	1	3	
	書道科教育法A	2	3	国文学科、国際日本・中国学科共通科目		図書館情報資源概論	2	2	
	書道科教育法B	2	3	国文学科、国際日本・中国学科共通科目		情報資源組織論	2	3	
	社会・公民科教育法A	2	3	国際政治経済学科科目		情報資源組織演習A	1	3	
	社会・公民科教育法B	2	3	国際政治経済学科科目		情報資源組織演習B	1	3	
	社会・地理歴史科教育法A	2	3	歴史文化学科科目		図書館基礎特論	1	3	
	社会・地理歴史科教育法B	2	3	歴史文化学科科目		図書館サービス特論	1	3	
	国語科（古典）指導法	2	3	国文学科、国際日本・中国学科共通科目		図書館情報資源特論	1	3	
	中国語科指導法A	2	3	国際日本・中国学科科目		図書・図書館史	1	3	
	中国語科指導法B	2	3	国際日本・中国学科科目		図書館施設論	1	3	
	国語科教育法演習A	2	3	国文学科、国際日本・中国学科共通科目		図書館総合演習	1	3	
	国語科教育法演習B	2	3	国文学科、国際日本・中国学科共通科目		図書館実習	1	3	
司書教諭科目	教育実践研究	2	3		学芸員課程	博物館概論	2	2	
	教育実習 I	2	4	集中		博物館経営論	2	3	
	教育実習 II	4	4	集中		博物館資料論	2	3	
	教育実習指導	1	4			博物館資料保存論	2	3	
	教職実践演習（中・高）	2	4			博物館展示論	2	3	
司書教諭科目	学校経営と学校図書館	2	3			博物館教育論	2	3	
	学校図書館メディアの構成	2	3			博物館情報・メディア論	2	3	
	学習指導と学校図書館	2	3			博物館実習 I	1	3	
	読書と豊かな人間性	2	3			博物館実習 II	2	4	
	情報メディアの活用	2	3						

＜図書館司書・学芸員に関する専門科目＞

区分	授業科目名	単位数	配当年次	備考
図書館司書・学芸員課程	生涯学習概論	2	2	

<日本語教員養成に関する専門科目>

区分	授業科目名	単位数	配当年次	備考
日本語教員養成課程	日本語教育方法論A	2	2	
	日本語教育方法論B	2	2	
	日本語教育実習	2	4	
	日本語教育評価法	2	4	

別 表 (二)

項目	金額	備考
学生納付金	入学金	250,000円
	授業料	398,000円 春学期分
		398,000円 秋学期分
		796,000円 年額
	施設費	125,000円 春学期分
		125,000円 秋学期分
		250,000円 年額
	在籍料※	50,000円 春学期分
		50,000円 秋学期分
		100,000円 年額
入学検定料		35,000円

※休学者のみ納入

別 表 (三)

科目等履修生

登録料	10,000円
履修料	科目履修生 1科目につき60,000円
	コース履修生 1コースにつき500,000円 ただし半期の場合は、250,000円

委託研修生

委託料	50,000円
-----	---------

第1章 総則

（目的）

第1条 本大学院は、東洋の精神による人格の陶冶を旨とし、学部の教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。
(自己点検・評価等)

第1条の2 本大学院は、教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、前項の措置に加え、本大学院の教育研究等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

（課程）

第2条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程の標準修業年限は2年とする。

3 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という）に区分し、前期2年の課程は、修士課程として取り扱う。

4 博士前期課程（修士課程）において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合で、教育研究上の必要があるときは、標準修業年限を1年とすることができる。

（課程の趣旨）

第3条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第2章 研究科

（研究科及び専攻）

第4条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

文学研究科	国文学専攻
	中国学専攻
	歴史文化学専攻

国際政治経済学研究科 国際政治経済学専攻

国際日本学研究科 国際日本学専攻

2 博士前期課程（修士課程）において、第2条第4項に定める教育を行う場合で、通例の時間又は時期と併せて第8条の2に定める教育方法により教育上支障を生じないときは、各研究科履修規程の定めるところにより、標準年限を1年とする履修上のコース（以下「1年制コース」という）を置くことができる。

（教育研究上の目的）

第4条の2 文学研究科は、国文学、中国学及び歴史文化学の3専攻を設け、東アジア地域を中心とした学術・文化の研究を推進し、その蘊奥を授けて研究後継者の育成を図り、学界・教育界・国際社会に

通用する優れた人材を養成することを目的とする。修士課程又は前期課程のみの修了者に対しては、高度な専門的学識を有する教員・職業人の養成を図り、生涯教育の一環としてより豊かな教養の場を社会に提供する。

- 2 國際政治経済学研究科は、学際的で総合的な国際政治経済学の諸分野の実践的な教育研究を通じて、主としてアジア太平洋地域の政治・経済・法・社会等の実情に通曉し、現代社会の各方面において活躍しうる高度な専門的職業人を養成することを目的とする。
- 3 國際日本学研究科は、現代日本文化を中心とした東アジア地域文化研究を基礎として、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、国際的に活動できる逞しい人材の養成を目的とする。

第3章 教職員組織

(教員組織)

第5条 本大学院における授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）は、本学の専任教員がこれを行う。ただし、特別の事情があるときは、兼任の教員に担当させることがある。
(事務職員)

第6条 本大学院に、必要な事務職員を置く。

第4章 定員

(定員)

第7条 本大学院の定員は、次のとおりとする。

文学研究科		入学定員	収容定員
国文学専攻	博士前期課程	12人	24人
	博士後期課程	5人	15人
中国学専攻	博士前期課程	12人	24人
	博士後期課程	5人	15人
歴史文化学専攻	修士課程	8人	16人
国際政治経済学研究科			
国際政治経済学専攻	修士課程	10人	20人
国際日本学研究科			
国際日本学専攻	修士課程	20人	40人

第5章 教育方法等

(授業及び研究指導)

第8条 本大学院の教育研究は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第8条の2 各研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目)

第9条 本大学院各研究科各専攻の授業科目及び単位数は、別表第一のとおりとする。

(必要単位数及び履修方法)

第10条 学生は、別表第一及び各研究科が定める履修規程に規定された履修要件に基づき、次の単位数を修得しなければならない。

文学研究科

修士課程及び博士前期課程	30 単位以上
博士後期課程	12 単位以上
国際政治経済学研究科	
修士課程	30 単位以上
国際日本学研究科	
修士課程	30 単位以上

2 学生は、授業科目の履修にあたっては、指導教員の承認を得なければならない。

(他大学院における授業科目の履修)

第 11 条 本大学院において、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学の大学院又はこれに相当する研究機関を含む）との協議により、当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、修得した単位は、15 単位を超えない範囲で本大学院で修得したものとみなし、これを第 10 条第 1 項に規定する単位に充当することができる。

(本大学院入学前の既修得単位の認定)

第 11 条の 2 本大学院において、教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位は、15 単位（ただし、本大学院の科目等履修生として修得した単位を含む場合は 17 単位）までとし、これを第 10 条第 1 項に規定する単位に充当することができる。

(他大学院における修得単位及び本大学院入学前の既修得単位の認定の上限)

第 11 条の 3 第 11 条及び第 11 条の 2 の規定により本大学院で修得したものとみなす単位数は、合わせて 20 単位を超えないものとする。

(研究指導の委託)

第 12 条 本大学院において、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所と予め協議の上、その大学院等における研究指導を受けさせることができる。

(単位の認定)

第 13 条 履修科目の単位の認定は、試験その他の方法によって行う。

(試験及び成績の評価)

第 14 条 試験は、研究科委員会の定める方法によって行う。

2 成績は、S (100~90 点)・A (89~80 点)・B (79~70 点)・C (69~60 点)・D (59~0 点) の 5 級に分ち、S・A・B・C を合格とする。なお、他大学等による単位の認定は Z と表記する。

3 成績評価による学業成績を総合的に判断する指標として、G P A (Grade Point Average) を用いる。G P A は単年度及び通算の 2 通りを算出する。

4 前項に定める G P A は、成績評価のうち、S に 4.0、A に 3.0、B に 2.0、C に 1.0、不合格の成績評価に 0 をそれぞれ成績評価係数として与え、各授業科目の単位数にその成績評価係数を乗じて得た積の合計を、履修した授業科目の総単位数で除して算出する。ただし、Z として表記された科目は除く。

第 6 章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第 15 条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、本大学院に 2 年（1 年制コースにあっては、1 年）以上在学し、履修科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、当該研究科の行う学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 第 11 条の 2 の規定により、本大学院入学前に本大学院及び他の大学院において修得した単位を本大学院で修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、少なくとも 1 年以上は、本大学院修士課程又は博士前期課程に在学するものとする。
(博士課程の修了要件)

第 16 条 博士課程の修了要件は、本大学院博士課程に 5 年以上（博士前期課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）在学し、履修科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3 年以上（博士前期課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）在学すれば足りるものとする。

2 1 年制コースを修了した者及び前条第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件は、大学院に修士課程又は博士前期課程における在学期間に 3 年を加えた期間以上在学し、履修科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については大学院に 3 年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

(最長在年限)

第 17 条 本大学院に在籍できる最長年限は、修士課程及び博士前期課程にあっては 4 年、博士後期課程にあっては 6 年とする。

2 第 2 条第 4 項に定める博士前期課程（修士課程）の在学期間は、2 年を超えることができない。

3 第 32 条の規定により再入学した者の在学期間は、再入学前の在学年数を通算して、前 2 項の年数を超えることができない。

(学位の種類及び授与)

第 18 条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

文学研究科

国文学専攻	修士（文学）
	博士（文学）
中国学専攻	修士（文学）
	修士（日本漢学）
	博士（文学）
	博士（日本漢学）
歴史文化学専攻	修士（歴史文化学）

国際政治経済学研究科

国際政治経済学専攻 修士（国際政治経済学）

国際日本学研究科

国際日本学専攻 修士（文学）

2 学位に関する規則は、別に定める。

（課程によらない者の博士の学位授与）

第19条 大学院の課程を修了しない者であっても、本大学院に博士論文を提出し、その審査及び所定の試験に合格し、博士課程修了者と同等以上の学力があると認められた者には、博士の学位を授与することができる。

第7章 運営組織

（研究科委員会）

第20条 本大学院研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の構成及び運営等については、別に定める。

（研究科長）

第21条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科委員会を招集し、議長となる。

（研究科委員会の審議事項）

第22条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該事項について審議し、その審議結果を当該研究科委員会の意見として、学長に述べるものとする。

一 学生の入学、課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（専攻主任）

第23条 研究科の専攻に、専攻主任を置く。

第8章 入学、休学、復学、退学、転学

（入学の時期）

第24条 入学の時期は、年度の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科が必要と認めた 場合は、年度の始め及び秋学期の始めにそれぞれ入学させることができる。

（入学の資格）

第25条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了

したとされるものに限る。) を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

七 文部科学大臣の指定した者

八 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

九 本大学院において個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

十 本大学院において学校教育法第83条に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 本大学院博士後期課程に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 修士の学位を有する者

二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 文部科学大臣の指定した者

六 本大学院において個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

七 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学検定の手続)

第26条 本大学院に入学または編入学を志願する者は、所定の書式による書類を提出するとともに、入学検定料を納入しなければならない。

(入学の許可)

第27条 入学試験合格者のうち、指定の期日までに所定の手続きを経た者に、学長が入学を許可する。(保証人)

第28条 保証人は、父兄又は独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果たし得る者でなければならない。

2 保証人として不適当と認めたときは、変更を命ずることがある。

3 保証人は、保証する学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任を負わなければならない。

4 保証人が死亡、その他の事由でその責任を果し得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

5 保証人が住所を変更した場合には、直ちにその旨を届け出なければならない。

(休学)

第29条 病気その他の事由で休学しようとする者は、所定の手続きを経て休学することができる。

2 休学は、原則として1年以内とする。ただし、休学理由の事情等を勘案し、学期単位で引き継ぎ休学を許可することがある。

3 休学期間は、通算して、修士課程及び博士前期課程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第30条 休学中の者が復学しようとする場合は、所定の手続きを経なければならない。

2 休学者の復学は、各学期の始めとする。

(退学)

第31条 病気その他の事由で退学しようとする者は、保証人連署の上、所定の手続きを経なければならない。

(再入学)

第32条 正当の理由で退学した者が再入学を志願した時は、学年の始めに限り選考の上、これを許可することができる。この場合には、既修の授業科目の全部または一部を再び履修せざることがある。

(転学等)

第33条 他の大学院から転入学を希望する者がある時は、研究科委員会において審査の上、これを許可することができる。

2 本大学院の学生で、他の大学院に転学しようとする者は、事前に転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

一 所定の学生納付金等を納付しない者

二 在学できる年数を超えた者

三 正当な事由がなく3か月以上修学しない者

四 届け出等により死亡が確認された者

(入学、再入学及び転学の許可)

第35条 入学、再入学及び転学の許可は、研究科委員会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

第9章 学生納付金等

(学生納付金等)

第36条 学生納付金及び入学検定料は、別表第二のとおりとする。

2 学生納付金は、指定期日までに納入しなければならない。ただし、授業料、施設費については、別に定めるところにより分納することができる。

3 休学を許可された者は、休学期間に応じて別表第二に定める在籍料を納入するものとする。

4 前項に規定する在籍料を含めた学生納付金等の扱いは別に定める。

(納付した授業料等)

第37条 既に納入した学生納付金及び入学検定料は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、入学試験合格者のうち、指定した期日までに入学辞退届を提出した者には、入学金を除く学生納付金を返還することができる。

(学位論文審査料)

第38条 学位論文審査料は、別に定める。

第10章 委託研修生、科目等履修生、研究生、外国人留学生

(委託研修生)

第39条 公の機関・団体又は外国政府等から本大学院の授業科目の履修又は研究指導の委託があるときは、本学則第24条から第27条に規定される正規の学生の就学を妨げない範囲に限り、研究科委員会において選考の上、許可することができる。

- 2 委託研修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。
- 3 前項の試験を受けた者には、受講科目について証明書を交付することができる。
- 4 委託研修生の委託料は、別表第三のとおりとする。

(科目等履修生)

第40条 本大学院の授業科目について科目等の履修を希望する者があるときは、正規の学生の就学を妨げない範囲に限り、研究科委員会において選考の上、履修を許可することができる。

- 2 履修科目について試験を受け合格した者には、科目等履修証明書を交付する。
- 3 科目等履修生には、履修した授業科目につき単位の認定を行うことができる。
- 4 科目等履修の期間は、1年とする。
- 5 科目等履修生の学生納付金は、別表第三のとおりとする。

(研究生)

第41条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生については、別に定める。

(外国人留学生)

第42条 本学則第25条に該当する外国人で、大学において教育を受ける目的を持って入国し、本大学院に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。ただし、講義を理解するに足る日本語の素養を必要とする。

(委託研修生、科目等履修生、研究生、外国人留学生の準用規定)

第43条 本章に定めるほか、委託研修生・科目等履修生・研究生及び外国人留学生については、本学則の規定を準用する。

第11章 交流学生

(交流学生の受託)

第44条 他大学の大学院の学生で、本大学院の修士課程又は博士前期課程において授業科目を履修しようとする者、及び博士後期課程において研究指導を受けようとする者があるときは、当該他大学との協議に基づき、交流学生として入学を許可することができる。

- 2 交流学生については、別に定める。

第12章 教員免許状

(教員免許状の種類)

第45条 本大学院で取得できる教員免許状の種類は、次のとおりである。

国文学専攻	高等学校教諭専修免許状	国語・書道
	中学校教諭専修免許状	国語
中国学専攻	高等学校教諭専修免許状	国語・書道・中国語
	中学校教諭専修免許状	国語・中国語

歴史文化学専攻	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	中学校教諭専修免許状	社会
国際政治経済学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
	中学校教諭専修免許状	社会

(免許状の所要資格)

第46条 高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る高等学校教諭専修免許状を取得しようとする者及び、中学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状を取得しようとする者は、本学則第15条に規定する要件を充足し、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を取得しなければならない。

第13章 学年、学期、休業日

(学年及び学期)

第47条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、秋学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わるものとする。

2 学年は、次の2期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学長は、前項の規定にかかわらず、研究科委員会の意見を聴いて、前項の春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

4 前項に規定する変更を行った場合の各学期のそれぞれの期間は、当該年度の学年暦において定める。この場合、第1項に規定する学年の始期及び終期は、それぞれ変更後の学期の始期及び終期に合わせるものとする。

(休業日)

第48条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

二 創立記念日（10月10日）

三 春期休業3月21日から3月31日まで

四 夏期休業8月1日から9月23日まで

五 冬期休業12月25日から翌年1月10日まで

2 前項三号から五号までに定める休業日は、必要に応じて変更することができる。

3 特別の必要があるときは、休業期間中でも授業を行うことがある。

第14章 賞 罰

(褒 賞)

第49条 学生にして品行方正、学術優秀、志操堅固な者は、これを褒賞する。

(懲 戒)

第50条 学生が本学則に違背し、又は学生の本分に反する行為があったときは、研究科委員会の意見を聴いて学長が懲戒処分に付す。

2 懲戒は、その輕重により、訓戒、停学、及び退学の3種とする。

3 次の各号の一に該当する者は、退学させる。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

- 二 学業劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

附 則

- 1 本学則は昭和 41 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 本学則は昭和 42 年 4 月 1 日から一部改正実施する。
- 3 本学則は昭和 46 年 4 月 1 日から一部改正実施する。改正学則については、昭和 46 年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 4 本学則は昭和 47 年 4 月 1 日から一部改正実施する。改正学則については、昭和 47 年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 5 本学則は昭和 49 年 4 月 1 日から一部改正実施する。改正学則については、昭和 49 年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 6 本学則は昭和 50 年 4 月 1 日から一部改正実施する。改正学則については、昭和 50 年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 7 本学則は昭和 51 年 4 月 1 日から一部改正実施する。改正学則については、昭和 51 年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 8 本学則は昭和 52 年 4 月 1 日から一部改正実施する。改正学則については、昭和 52 年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 9 本学則は昭和 53 年 4 月 1 日から一部改正実施する。改正学則については、昭和 53 年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 10 本学則は昭和 54 年 4 月 1 日から一部改正実施する。改正学則については、昭和 54 年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 11 本学則は昭和 55 年 4 月 1 日から一部改正実施する。但し授業料については、昭和 55 年度入学者から適用し、現に在学する者については適用しない。
- 12 本学則は昭和 56 年 4 月 1 日から一部改正施行する。但し、第 48 条の改正事項については昭和 56 年度入学者から適用するものとし、現に在学する者には適用しない。
- 13 本学則は昭和 57 年 4 月 1 日から一部改正施行する。但し、第 48 条の改正事項については昭和 57 年度入学者から適用するものとし、現に在学する者には適用しない。
- 14 本学則は昭和 58 年 4 月 1 日から一部改正施行する。但し、第 48 条の改正事項については昭和 58 年度入学者から適用するものとし、現に在学する者には適用しない。
- 15 本学則は昭和 59 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 16 本学則は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 4 項の改訂事項については、現に在学する者には適用しない。
- 17 本学則は昭和 62 年 4 月 1 日から一部改正施行する。ただし、授業料については、昭和 62 年度入学者から適用し、現に在学する者には適用しない。
- 18 本学則は昭和 64 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、授業料については、昭和 64 年度入学者から適用し、現に在学する者には適用しない。
- 19 本学則は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第二については平成 2 年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。
- 20 本学則は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第二については平成 3 年度入学者から適用

し、現に在学する者については従前の規定による。

- 21 本学則は平成4年1月1日から施行する。ただし、別表第二の学生納付金については平成4年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。(平成3年12月17日)
- 22 本学則は平成5年4月1日から施行する。(平成5年3月16日)
- 23 本学則は平成6年4月1日から施行する。ただし、別表第二の学生納付金については平成6年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。(平成5年7月13日)
- 24 本学則は平成6年10月20日から施行する。(平成6年10月20日)
- 25 本学則は平成7年4月1日から施行する。(平成7年3月16日)
- 26 本学則は平成8年4月1日から施行する。(平成7年12月19日)
- 27 本学則は平成9年4月1日から施行する。ただし、別表第二については平成9年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。(平成9年3月18日)
- 28 本学則は平成10年4月1日から施行する。(平成9年12月19日)
- 29 本学則は、平成11年4月1日から施行する。(平成11年2月23日)
- 30 本学則は、平成12年4月1日から施行する。(平成11年7月13日)
- 31 本学則は、平成12年4月1日から施行する。(平成12年1月25日)
- 32 本学則は、平成13年4月1日から施行する。(平成12年12月21日)
- 33 本学則は、平成13年4月1日から施行する。(平成13年3月21日)
- 34 本学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表第一については平成15年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (平成16年3月23日)

- 35 本学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第10条に規定する国際政治経済学研究科の必要単位数及び別表第一については、平成16年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (平成17年3月22日)

- 36 本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月26日)

- 37 本学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第二の「施設費」については平成18年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (平成18年3月22日)

- 38 本学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条に規定する文学研究科博士前期課程の必要単位数及び別表第一の履修要件については、平成18年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (平成19年3月27日)

- 39 本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月24日)

- 40 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月23日)

- 41 本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月28日)

- 42 本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第一については、平成24年度の入学者

から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (平成 25 年 2 月 26 日)

43 本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 36 条第 3 項及び別表第二については、現に在学する者については、平成 26 年 4 月 1 日から適用し、平成 25 年度の扱いは従前の規定による。

附 則 (平成 26 年 2 月 25 日)

44 本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第一については、平成 26 年度の入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (平成 27 年 3 月 24 日)

45 本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第一については、平成 27 年度の入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (平成 27 年 4 月 28 日)

46 本学則は、平成 27 年 4 月 28 日から施行する。ただし、別表第二については、平成 28 年度の入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (平成 29 年 3 月 21 日)

47 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 1 項に規定する学位のうち「博士（日本漢学）」及び「修士（日本漢学）」の授与については平成 29 年度入学者（再入学者を含む）から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (平成 30 年 3 月 28 日)

48 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第一については、平成 30 年度の入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (平成 31 年 3 月 26 日)

49 本学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第一については、2019 年度入学者から適用し、現に在学する者については従前の規定による。

附 則 (2020 年 2 月 25 日)

50 本学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2021 年 3 月 23 日)

51 本学則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (2021 年 3 月 23 日)

52 本学則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、研究科新設（国際日本学研究科）に係る経過措置として、2022 年度については国際日本学研究科の収容定員については、第 7 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

《2022 年度》

国際日本学研究科 入学定員 収容定員

国際日本学専攻 修士課程 20 人 20 人

附 則 (2021 年 12 月 21 日)

53 本学則は、2021 年 12 月 21 日から施行する。

附 則 (2022 年 3 月 22 日)

54 本学則は 2022 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第一の文学研究科博士前期課程履修要件については、現に在学している 2021 年度入学者まで遡及して適用し、2020 年度以前の入学者については、従前の規定による。

附 則 (2024年3月26日)

55 本学則は、2024年4月1日から施行する。ただし、別表第一については、2024年度入学者から適用し、現に在学する者については、従前の規定による。

附 則 (2024年12月24日)

56 本学則は、2025年4月1日から施行する。

附 則 (2025年○月○日)

57 本学則は、2026年4月1日から施行する。

①別表第一については2026年度入学者から適用し、現に在籍する者については従前の規定による。

②専攻新設（文学研究科歴史文化学専攻）に係る経過措置として、2026年度については文学研究科の収容定員については、第7条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

『2026年度』

文学研究科		入学定員	収容定員
国文学専攻	博士前期課程	12人	28人
	博士後期課程	5人	15人
中国学専攻	博士前期課程	12人	28人
	博士後期課程	5人	15人
歴史文化学専攻	修士課程	8人	8人

別表第一

文学研究科 博士前期課程 国文学専攻

授業科目		単位数	備考
国 文 学 科 講 義 学 科 講 習 座	古典文学講義 I A	2	
	古典文学講義 I B	2	
	古典文学講義 II A	2	
	古典文学講義 II B	2	
	古典文学講義 III A	2	
	古典文学講義 III B	2	
	古典文学講義 IV A	2	
	古典文学講義 IV B	2	
	古典文学講義 V A	2	
	古典文学講義 V B	2	
	古典文学講義 VI A	2	
	古典文学講義 VI B	2	
	古典文学講義 VII A	2	
	古典文学講義 VII B	2	
	古典文学講義 VIII A	2	
	古典文学講義 VIII B	2	
	古典文学講義 IX A	2	
	古典文学講義 IX B	2	
	古典文学講義 X A	2	
	古典文学講義 X B	2	
	古典文学講義 XI A	2	
	古典文学講義 XI B	2	
	古典文学講義 XII A	2	
	古典文学講義 XII B	2	
	古典文学講義 XIII A	2	
	古典文学講義 XIII B	2	
	古典文学講義 XIV A	2	
	古典文学講義 XIV B	2	
	古典文学講義 XV A	2	
	古典文学講義 XV B	2	
	古典文学講義 XVI A	2	
	古典文学講義 XVI B	2	
	近代文学講義 I A	2	
	近代文学講義 I B	2	
	近代文学講義 II A	2	
	近代文学講義 II B	2	
	近代文学講義 III A	2	
	近代文学講義 III B	2	
	文芸理論講義 I A	2	
	文芸理論講義 I B	2	

授業科目	単位数	備考
国 文 学 科 講 義 学 科 講 習 座	文芸理論講義 II A	2
	文芸理論講義 II B	2
	比較文学講義 I A	2
	比較文学講義 I B	2
	比較文学講義 II A	2
	比較文学講義 II B	2
	国語科教育学	2
	古典文学と国語教育	2
	近代文学と国語教育	2
	古典文学演習 I A	2
	古典文学演習 I B	2
	古典文学演習 II A	2
	古典文学演習 II B	2
	古典文学演習 III A	2
	古典文学演習 III B	2
	古典文学演習 IV A	2
	古典文学演習 IV B	2
	古典文学演習 V A	2
	古典文学演習 V B	2
	古典文学演習 VI A	2
	古典文学演習 VI B	2
	古典文学演習 VII A	2
	古典文学演習 VII B	2
	古典文学演習 VIII A	2
	古典文学演習 VIII B	2
	古典文学演習 IX A	2
	古典文学演習 IX B	2
	古典文学演習 X A	2
	古典文学演習 X B	2
	古典文学演習 XI A	2
	古典文学演習 XI B	2
	古典文学演習 XII A	2
	古典文学演習 XII B	2
	近代文学演習 I A	2
	近代文学演習 I B	2
	近代文学演習 II A	2
	近代文学演習 II B	2
	近代文学演習 III A	2
	近代文学演習 III B	2
	文芸理論演習 I A	2
	文芸理論演習 I B	2
	文芸理論演習 II A	2

授業科目		単位数	備考
国文学講座	演習科目	文芸理論演習ⅡB	2
		比較文学演習ⅠA	2
		比較文学演習ⅠB	2
		比較文学演習ⅡA	2
		比較文学演習ⅡB	2
日本語学講座	講義科目	日本語学講義ⅠA	2
		日本語学講義ⅠB	2
		日本語学講義ⅡA	2
		日本語学講義ⅡB	2
		日本語学講義ⅢA	2
		日本語学講義ⅢB	2
		日本語学講義ⅣA	2
		日本語学講義ⅣB	2
	演習科目	日本語学演習ⅠA	2
		日本語学演習ⅠB	2
総合文化講座	講義科目	日本語学演習ⅡA	2
		日本語学演習ⅡB	2
		日本語学演習ⅢA	2
		日本語学演習ⅢB	2
		日本文化学講義ⅠA	2
		日本文化学講義ⅠB	2
		日本文化学講義ⅡA	2
		日本文化学講義ⅡB	2
		日本文化学講義ⅢA	2
		日本文化学講義ⅢB	2
		日本文化学講義ⅣA	2
		日本文化学講義ⅣB	2
		日本芸術芸能史講義ⅠA	2
		日本芸術芸能史講義ⅠB	2
	演習科目	日本芸術芸能史講義ⅡA	2
		日本芸術芸能史講義ⅡB	2

授業科目		単位数	備考
総合文化講座	演習科目	日本文化学演習ⅡB	2
		日本芸術芸能史演習ⅠA	2
		日本芸術芸能史演習ⅠB	2
		日本芸術芸能史演習ⅡA	2
		日本芸術芸能史演習ⅡB	2
		古文書学演習ⅠA	2
		古文書学演習ⅠB	2
		古文書学演習ⅡA	2
		古文書学演習ⅡB	2
		メディア学演習ⅠA	2
		メディア学演習ⅠB	2
		メディア学演習ⅡA	2
		メディア学演習ⅡB	2
		書道演習ⅠA	1
		書道演習ⅠB	1
		書道演習ⅡA	1
		書道演習ⅡB	1
履修条件	講義科目18単位以上、演習科目12単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。ただし、講義科目の単位には中国学専攻、歴史文化学専攻及び国際日本学研究科国際日本学専攻の単位を合計8単位まで含めることができる。		

文学研究科 博士前期課程 中国学専攻

授業科目		単位数	備考
中国文学講座	講義科目	中国文学講義①A	2
		中国文学講義①B	2
		中国文学講義②A	2
		中国文学講義②B	2
		中国思想講義①A	2
		中国思想講義①B	2
		中国思想講義②A	2
		中国思想講義②B	2
		中国思想講義③A	2
		中国思想講義③B	2
		中国思想講義④A	2
		中国思想講義④B	2
		中国語学講義①A	2
		中国語学講義①B	2
		中国語教育学	2
	演習科目	中国文学演習①A	2
		中国文学演習①B	2
	演習科目	中国文学演習②A	2
		中国文学演習②B	2

授業科目		単位数	備考
中国学講座	中国文学演習③A	2	
	中国文学演習③B	2	
	中国文学演習④A	2	
	中国文学演習④B	2	
	中国思想演習①A	2	
	中国思想演習①B	2	
	中国思想演習②A	2	
	中国思想演習②B	2	
	中国思想演習③A	2	
	中国思想演習③B	2	
	中国思想演習④A	2	
	中国思想演習④B	2	
	中国語学演習①A	2	
	中国語学演習①B	2	
	中国語学演習②A	2	
	中国語学演習②B	2	
日本学講座	日本漢学講義①A	2	
	日本漢学講義①B	2	
	日本漢学講義②A	2	
	日本漢学講義②B	2	
	日本漢学講義③A	2	
	日本漢学講義③B	2	
	日本漢学講義④A	2	
	日本漢学講義④B	2	
	日本文化学講義①A	2	
	日本文化学講義①B	2	
	日本文化学講義②A	2	
	日本文化学講義②B	2	
	日本文化学講義③A	2	
	日本文化学講義③B	2	
	日本文化学講義④A	2	
	日本文化学講義④B	2	
演習科目	漢文学（文学）と国語教育	2	
	漢文学（思想）と国語教育	2	
	日本漢学演習①A	2	
	日本漢学演習①B	2	
	日本漢学演習②A	2	
	日本漢学演習②B	2	
	日本文化学演習①A	2	
	日本文化学演習①B	2	
	日本文化学演習②A	2	
	日本文化学演習②B	2	

授業科目		単位数	備考
総合科目	中国文化学特殊講義①A	2	
	中国文化学特殊講義①B	2	
	中国文化学特殊講義②A	2	
	中国文化学特殊講義②B	2	
	中国文化学特殊講義③A	2	
	中国文化学特殊講義③B	2	
	中国文化学特殊講義④A	2	
	中国文化学特殊講義④B	2	
	日中比較文化学特殊講義①A	2	
	日中比較文化学特殊講義①B	2	
	日中比較文化学特殊講義②A	2	
	日中比較文化学特殊講義②B	2	
	日中比較文化学特殊講義③A	2	
	日中比較文化学特殊講義③B	2	
	日中比較文化学特殊講義④A	2	
	日中比較文化学特殊講義④B	2	
文化科目	東アジア漢字文化圏比較特殊講義①A	2	
	東アジア漢字文化圏比較特殊講義①B	2	
	東アジア漢字文化圏比較特殊講義②A	2	
	東アジア漢字文化圏比較特殊講義②B	2	
	東アジア漢字文化圏比較特殊講義③A	2	
	東アジア漢字文化圏比較特殊講義③B	2	
	東アジア漢字文化圏比較特殊講義④A	2	
	東アジア漢字文化圏比較特殊講義④B	2	
	日本語学講義A	2	
	日本語学講義B	2	
	書道教育学	2	
	日本文学講義①A	2	
	日本文学講義①B	2	
	日本文学講義②A	2	
	日本文学講義②B	2	
講習科目	日本文学講義③A	2	
	日本文学講義③B	2	
	日本文学講義④A	2	
	日本文学講習①A	2	
	日本文学講習①B	2	
	日本文学講習②A	2	
	日本文学講習②B	2	
	日本文学講習③A	2	
	日本文学講習③B	2	
	中国文学演習①A	2	
	中国文学演習①B	2	
	中国文学演習②A	2	
	中国文学演習②B	2	
	中国文学演習③A	2	
	中国文学演習③B	2	
	中国文学演習④A	2	
	中国文学演習④B	2	
座	日中比較文化演習①A	2	

授業科目		単位数	備考
総合文化科目講座	日中比較文化学演習①B	2	
	日中比較文化学演習②A	2	
	日中比較文化学演習②B	2	
	日中比較文化学演習③A	2	
	日中比較文化学演習③B	2	
	日中比較文化学演習④A	2	
	日中比較文化学演習④B	2	
	東アジア漢字文化圏比較演習①A	2	
	東アジア漢字文化圏比較演習①B	2	
	東アジア漢字文化圏比較演習②A	2	
	東アジア漢字文化圏比較演習②B	2	
	東アジア漢字文化圏比較演習③A	2	
	東アジア漢字文化圏比較演習③B	2	
	東アジア漢字文化圏比較演習④A	2	
	東アジア漢字文化圏比較演習④B	2	
	漢詩文実作演習①A	2	
	漢詩文実作演習①B	2	
	漢詩文実作演習②A	2	
	漢詩文実作演習②B	2	
履修件	書道演習①A	1	
	書道演習①B	1	
	書道演習②A	1	
	書道演習②B	1	
	中国学基礎演習①A	1	
	中国学基礎演習①B	1	
	中国学基礎演習②A	1	
	中国学基礎演習②B	1	

授業科目		単位数	備考
総合文化科目講座	日本歴史文化学演習IV	2	
	日本歴史文化学演習V	2	
	日本歴史文化学演習VI	2	
	東アジア歴史文化学講義 I	2	
	東アジア歴史文化学講義 II	2	
	東アジア歴史文化学講義 III	2	
	東アジア歴史文化学講義 IV	2	
	東アジア歴史文化学演習 I	2	
	東アジア歴史文化学演習 II	2	
	東アジア歴史文化学演習 III	2	
	東アジア歴史文化学演習 IV	2	
	西洋歴史文化学講義 I	2	
	西洋歴史文化学講義 II	2	
	西洋歴史文化学講義 III	2	
	西洋歴史文化学講義 IV	2	
	西洋歴史文化学演習 I	2	
	西洋歴史文化学演習 II	2	
	西洋歴史文化学演習 III	2	
	西洋歴史文化学演習 IV	2	
総合文化科目講座	日本文化史特殊講義 I	2	
	日本文化史特殊講義 II	2	
	日本芸術芸能史講義 IA	2	
	日本芸術芸能史講義 IB	2	
	日本芸術芸能史講義 II A	2	
	日本芸術芸能史講義 II B	2	
	日本芸能史講義 I	2	
	日本芸能史講義 II	2	
	古文書学講義 IA	2	
	古文書学講義 IB	2	
	古文書学講義 II A	2	
	古文書学講義 II B	2	
	日本史料学講義 I	2	
	日本史料学講義 II	2	
	中国思想講義①A	2	
	中国思想講義①B	2	
	中国思想講義②A	2	
	中国思想講義②B	2	
演習科目	日本文化史特殊演習 I	2	
	日本文化史特殊演習 II	2	
	日本芸術芸能史演習 IA	2	
	日本芸術芸能史演習 IB	2	
	日本芸術芸能史演習 II A	2	

文学研究科 修士課程 歴史文化学専攻

授業科目		単位数	備考
日本歴史文化学講座	日本歴史文化学講義 I	2	
	日本歴史文化学講義 II	2	
	日本歴史文化学講義 III	2	
	日本歴史文化学講義 IV	2	
	日本歴史文化学講義 V	2	
	日本歴史文化学講義 VI	2	
演習科目	日本歴史文化学演習 I	2	
	日本歴史文化学演習 II	2	
	日本歴史文化学演習 III	2	

授業科目		単位数	備考
総合文化学講座	日本芸術芸能史演習ⅡB	2	
	日本芸能史演習Ⅰ	2	
	日本芸能史演習Ⅱ	2	
	古文書学演習ⅠA	2	
	古文書学演習ⅠB	2	
	古文書学演習ⅡA	2	
	古文書学演習ⅡB	2	
	日本史料学演習Ⅰ	2	
	日本史料学演習Ⅱ	2	
	中国思想演習①A	2	
	中国思想演習①B	2	
	中国思想演習②A	2	
	中国思想演習②B	2	
履修件	講義科目18単位以上、演習科目12単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。ただし、講義科目の単位には国文学専攻、中国学専攻及び国際日本学研究科国際日本学専攻の単位を合計8単位まで含めることができる。		

授業科目		単位数	備考
国文学講座	古典文学特殊講義ⅤB	2	
	古典文学特殊講義ⅥA	2	
	古典文学特殊講義ⅥB	2	
	古典文学特殊講義ⅦA	2	
	古典文学特殊講義ⅦB	2	
	古典文学特殊講義ⅧA	2	
	古典文学特殊講義ⅧB	2	
	古典文学特殊講義ⅨA	2	
	古典文学特殊講義ⅨB	2	
	古典文学特殊講義ⅩA	2	
	古典文学特殊講義ⅩB	2	
	古典文学特殊講義ⅪA	2	
	古典文学特殊講義ⅪB	2	
	古典文学特殊講義ⅫA	2	
	古典文学特殊講義ⅫB	2	
	近代文学特殊講義ⅠA	2	
	近代文学特殊講義ⅠB	2	
	近代文学特殊講義ⅡA	2	
	近代文学特殊講義ⅡB	2	
	近代文学特殊講義ⅢA	2	
	近代文学特殊講義ⅢB	2	
	比較文学特殊講義ⅠA	2	
	比較文学特殊講義ⅠB	2	
	比較文学特殊講義ⅡA	2	
	比較文学特殊講義ⅡB	2	
	比較文学特殊講義ⅢA	2	
	比較文学特殊講義ⅢB	2	
	古典文学特殊演習ⅠA	2	
	古典文学特殊演習ⅠB	2	
	古典文学特殊演習ⅡA	2	
	古典文学特殊演習ⅡB	2	
	古典文学特殊演習ⅢA	2	
	古典文学特殊演習ⅢB	2	
	古典文学特殊演習ⅣA	2	
	古典文学特殊演習ⅣB	2	
	古典文学特殊演習ⅤA	2	
	古典文学特殊演習ⅤB	2	
	古典文学特殊演習ⅥA	2	
	古典文学特殊演習ⅥB	2	
	古典文学特殊演習ⅦA	2	
	古典文学特殊演習ⅦB	2	
	古典文学特殊演習ⅧA	2	

文学研究科 博士後期課程 国文学専攻

授業科目		単位数	備考
国文学講座	古典文学特殊講義ⅠA	2	6科目12単位以上選択必修
	古典文学特殊講義ⅠB	2	
	古典文学特殊講義ⅡA	2	
	古典文学特殊講義ⅡB	2	
	古典文学特殊講義ⅢA	2	
	古典文学特殊講義ⅢB	2	
	古典文学特殊講義ⅣA	2	
	古典文学特殊講義ⅣB	2	
	古典文学特殊講義ⅤA	2	

授業科目		単位数	備考
国文学講座	古典文学特殊演習Ⅷ B	2	
	古典文学特殊演習Ⅸ A	2	
	古典文学特殊演習Ⅸ B	2	
	古典文学特殊演習Ⅹ A	2	
	古典文学特殊演習Ⅹ B	2	
	古典文学特殊演習ⅩⅠ A	2	
	古典文学特殊演習ⅩⅠ B	2	
	古典文学特殊演習ⅩⅡ A	2	
	古典文学特殊演習ⅩⅡ B	2	
	近代文学特殊演習Ⅰ A	2	
	近代文学特殊演習Ⅰ B	2	
	近代文学特殊演習Ⅱ A	2	
	近代文学特殊演習Ⅱ B	2	
	近代文学特殊演習Ⅲ A	2	
	近代文学特殊演習Ⅲ B	2	
	比較文学特殊演習Ⅰ A	2	
	比較文学特殊演習Ⅰ B	2	
	比較文学特殊演習Ⅱ A	2	
	比較文学特殊演習Ⅱ B	2	
	比較文学特殊演習Ⅲ A	2	
	比較文学特殊演習Ⅲ B	2	
日本語学講座	日本語学特殊講義Ⅰ A	2	
	日本語学特殊講義Ⅰ B	2	
	日本語学特殊講義Ⅱ A	2	
	日本語学特殊講義Ⅱ B	2	
	日本語学特殊講義Ⅲ A	2	
	日本語学特殊講義Ⅲ B	2	
	日本語学特殊演習Ⅰ A	2	
	日本語学特殊演習Ⅰ B	2	
	日本語学特殊演習Ⅱ A	2	
	日本語学特殊演習Ⅱ B	2	
総合文化学講座	日本文化学特殊講義Ⅰ A	2	
	日本文化学特殊講義Ⅰ B	2	
	日本文化学特殊講義Ⅱ A	2	
	日本文化学特殊講義Ⅱ B	2	
	日本文化学特殊講義Ⅲ A	2	
	日本文化学特殊講義Ⅲ B	2	
	日本文化学特殊演習Ⅰ A	2	
	日本文化学特殊演習Ⅰ B	2	
	日本文化学特殊演習Ⅱ A	2	

授業科目		単位数	備考
総合文化学講座	日本文化学特殊演習Ⅱ B	2	
	日本文化学特殊演習Ⅲ A	2	
	日本文化学特殊演習Ⅲ B	2	

文学研究科 博士後期課程 中国学専攻

授業科目		単位数	備考
中国学専攻	中国文学特殊研究① A	2	6科目12単位以上選択必修
	中国文学特殊研究① B	2	
	中国文学特殊研究② A	2	
	中国文学特殊研究② B	2	
	中国文学特殊研究③ A	2	
	中国文学特殊研究③ B	2	
	中国思想特殊研究① A	2	
	中国思想特殊研究① B	2	
	中国思想特殊研究② A	2	
	中国思想特殊研究② B	2	
	中国思想特殊研究③ A	2	
	中国思想特殊研究③ B	2	
	中国思想研究① A	2	
	中国思想研究① B	2	
	中国思想研究② A	2	
	中国思想研究② B	2	
	中国思想研究③ A	2	
	中国思想研究③ B	2	
	中国語学特殊研究① A	2	
	中国語学特殊研究① B	2	
	中国語学特殊研究② A	2	
	中国語学特殊研究② B	2	
	中国語学特殊研究③ A	2	
	中国語学特殊研究③ B	2	
演習科目	中国文学特別演習① A	2	
	中国文学特別演習① B	2	
	中国文学特別演習② A	2	
	中国文学特別演習② B	2	
	中国文学特別演習③ A	2	
	中国文学特別演習③ B	2	
	中国思想特別演習① A	2	
	中国思想特別演習① B	2	
	中国思想特別演習② A	2	
	中国思想特別演習② B	2	

授業科目		単位数	備考
中国学講座	中国思想特別演習④A	2	
	中国思想特別演習④B	2	
	中国思想特別演習⑤A	2	
	中国思想特別演習⑤B	2	
	中国思想特別演習⑥A	2	
	中国思想特別演習⑥B	2	
	中国語学特別演習①A	2	
	中国語学特別演習①B	2	
	中国語学特別演習②A	2	
	中国語学特別演習②B	2	
	中国語学特別演習③A	2	
	中国語学特別演習③B	2	
日本学講座	日本漢学特殊研究①A	2	
	日本漢学特殊研究①B	2	
	日本漢学特殊研究②A	2	
	日本漢学特殊研究②B	2	
	日本漢学特殊研究③A	2	
	日本漢学特殊研究③B	2	
	日本漢学特殊研究④A	2	
	日本漢学特殊研究④B	2	
	日本漢学特殊研究⑤A	2	
	日本漢学特殊研究⑤B	2	
	日本漢学特殊研究⑥A	2	
	日本漢学特殊研究⑥B	2	
	日本文化学特殊研究①A	2	
	日本文化学特殊研究①B	2	
	日本文化学特殊研究②A	2	
	日本文化学特殊研究②B	2	
	日本文化学特殊研究③A	2	
	日本文化学特殊研究③B	2	
講習科目	日本漢学特別演習①A	2	
	日本漢学特別演習①B	2	
	日本漢学特別演習②A	2	
	日本漢学特別演習②B	2	
	日本漢学特別演習③A	2	
	日本漢学特別演習③B	2	
	日本漢学特別演習④A	2	
	日本漢学特別演習④B	2	
	日本漢学特別演習⑤A	2	
	日本漢学特別演習⑤B	2	
	日本漢学特別演習⑥A	2	
	日本漢学特別演習⑥B	2	
	日本文化学特別演習①A	2	
	日本文化学特別演習①B	2	
	日本文化学特別演習②A	2	
	日本文化学特別演習②B	2	
	日本文化学特別演習③A	2	
	日本文化学特別演習③B	2	

授業科目		単位数	備考
文化科目	中国文化学特殊研究①A	2	
	中国文化学特殊研究①B	2	
	中国文化学特殊研究②A	2	
	中国文化学特殊研究②B	2	
	中国文化学特殊研究③A	2	
	中国文化学特殊研究③B	2	
	日中比較文化学特殊研究①A	2	
	日中比較文化学特殊研究①B	2	
	日中比較文化学特殊研究②A	2	
	日中比較文化学特殊研究②B	2	
	日中比較文化学特殊研究③A	2	
	日中比較文化学特殊研究③B	2	
	東アジア漢字文化圏比較特殊研究①A	2	
	東アジア漢字文化圏比較特殊研究①B	2	
	東アジア漢字文化圏比較特殊研究②A	2	
	東アジア漢字文化圏比較特殊研究②B	2	
	東アジア漢字文化圏比較特殊研究③A	2	
	東アジア漢字文化圏比較特殊研究③B	2	
講習科目	中国文化学特別演習①A	2	
	中国文化学特別演習①B	2	
	中国文化学特別演習②A	2	
	中国文化学特別演習②B	2	
	中国文化学特別演習③A	2	
	中国文化学特別演習③B	2	
	日中比較文化学特別演習①A	2	
	日中比較文化学特別演習①B	2	
	日中比較文化学特別演習②A	2	
	日中比較文化学特別演習②B	2	
	日中比較文化学特別演習③A	2	
	日中比較文化学特別演習③B	2	
	東アジア漢字文化圏比較特別演習①A	2	
	東アジア漢字文化圏比較特別演習①B	2	
	東アジア漢字文化圏比較特別演習②A	2	
	東アジア漢字文化圏比較特別演習②B	2	
	東アジア漢字文化圏比較特別演習③A	2	
	東アジア漢字文化圏比較特別演習③B	2	

国際政治経済学研究科

修士課程 国際政治経済学専攻

区分	授業科目名	単位数	備考
国際政治経済学研究科	国際政治論研究	2	
	比較政治論研究	2	
	政治外交史研究	2	
	政治思想史研究A	2	
	国際関係史研究A	2	
	東アジア国際関係史研究A	2	
	現代日本政治研究A	2	
	マクロ経済学研究A	2	
	ミクロ経済学研究A	2	
	経済史研究A	2	
	開発経済学研究A	2	
	国際金融論研究A	2	
	国際貿易論研究A	2	
	海外直接投資論研究A	2	
	現代企業法研究A	2	
	経営戦略論研究A	2	
	経営組織論研究A	2	
	会計学研究	2	
	マーケティング研究A	2	
国際政治経済学研究科	政治思想史研究B	2	
	国際関係史研究B	2	
	東アジア国際関係史研究B	2	
	現代日本政治研究B	2	
	現代東アジアの国際政治	2	
	現代ヨーロッパ研究	2	
	現代アメリカ研究	2	
	現代中国研究	2	
	現代韓国研究	2	
	現代東南アジア研究	2	
	現代中東研究	2	
	現代ロシア研究	2	
	国際関係法研究	2	
	国際安全保障論研究	2	
	国際機構論研究	2	
	法学特殊研究ⅠA	2	
	法学特殊研究ⅠB	2	
	法学特殊研究ⅡA	2	
	法学特殊研究ⅡB	2	
	法学特殊研究Ⅲ	2	
	国際政治特殊研究Ⅰ	2	

区分	授業科目名	単位数	備考
国際政治経済学研究科	国際政治特殊研究Ⅱ	2	
	マクロ経済学研究B	2	
	ミクロ経済学研究B	2	
	経済史研究B	2	
	開発経済学研究B	2	
	国際金融論研究B	2	
	国際貿易論研究B	2	
	海外直接投資論研究B	2	
	現代企業法研究B	2	
	国際訴訟法研究	2	
	公共経済学研究	2	
	国際経営論研究	2	
	国際経済法研究	2	
	国際取引法研究	2	
	知的財産権法研究	2	
	現代日本経済分析	2	
	アジア企業論	2	
	日本企業の海外展開	2	
	国際経済特殊研究Ⅰ	2	
	国際経済特殊研究Ⅱ	2	
	経営戦略論研究B	2	
研究指導	経営組織論研究B	2	
	企業財務研究	2	
履修要件	マーケティング研究B	2	
	研究指導Ⅰ	2	
	研究指導Ⅱ	2	

履修要件 国際政治経済学研究科履修規程の定めるところにより、研究指導Ⅰ・Ⅱ 4単位を含め、30単位以上修得しなければならない。

国際日本学研究科

修士課程 国際日本学専攻

区分	授業科目名	単位数	備考
文学・文化学講座	日本芸能・文化論講義 I	2	
	日本芸能・文化論講義 II	2	
	日本芸能・文化論講義 III	2	
	日本芸能・文化論講義 IV	2	
	比較文学文化論講義 I	2	
	比較文学文化論講義 II	2	
	比較文学文化論講義 III	2	
	比較文学文化論講義 IV	2	
	比較文学文化論講義 V	2	
	比較文学文化論講義 VI	2	
	比較芸術学講義 I	2	
	比較芸術学講義 II	2	
	文化人類学講義 I	2	
	文化人類学講義 II	2	
	国際日本学講義 I	2	
	国際日本学講義 II	2	
	国際日本学講義 III	2	
	国際日本学講義 IV	2	
演習科目	国際日本学演習 I A	2	
	国際日本学演習 I B	2	
	国際日本学演習 II A	2	
	国際日本学演習 II B	2	
メディア表現学講座	メディア論講義 I	2	
	メディア論講義 II	2	
	表象文化論講義 I	2	
	表象文化論講義 II	2	
	表象文化論講義 III	2	
	表象文化論講義 IV	2	
	情報文化論講義 I	2	
	情報文化論講義 II	2	
	国際日本学演習 III A	2	
	国際日本学演習 III B	2	
	国際日本学演習 IV A	2	
	国際日本学演習 IV B	2	
社会文化論講座	都市文化論講義 I	2	
	都市文化論講義 II	2	
	観光文化論講義 I	2	
	観光文化論講義 II	2	
	歴史社会論講義 I	2	
	歴史社会論講義 II	2	
	国際日本学演習 V A	2	
	国際日本学演習 V B	2	
	国際日本学演習 VI A	2	
	国際日本学演習 VI B	2	
履修件	講義科目26単位以上、演習科目4単位以上、計30単位以上修得しなければならない。 ただし、講義科目の単位には、文学研究科修士課程及び博士前期課程の講義科目の単位を8単位まで含めることができる。		

別表第二

修士課程及び博士前期課程

項目	金額	備考
学生納付金	入学金	250,000円 本学出身者は無料とする
	授業料	520,000円 年額
	施設費	100,000円 年額 本学出身者は半額とする
	在籍料※	50,000円 半期分
		100,000円 年額
入学検定料	35,000円	

※休学者のみ納入

博士後期課程

項目	金額	備考
学生納付金	入学金	250,000円 本学前期課程修了者は無料とする
	授業料	520,000円 年額
	施設費	70,000円 年額 本学前期課程修了者は30,000円とする
	在籍料※	50,000円 半期分
		100,000円 年額
入学検定料	35,000円	

※休学者のみ納入

別表第三

科目等履修生

科目等履修生登録料	10,000円
科目等履修料	1科目につき 60,000円

委託研修生

委託料	60,000円
-----	---------

変更事項を記載した書類

1. 変更事由

大学院文学研究科歴史文化学専攻の開設に伴い、大学院学則の関係条文等を次のとおり改正する。

2. 改正条文等

(1) 第4条(研究科及び専攻)の変更

歴史文化学専攻を追記

(2) 第4条の2(教育研究上の目的)の変更

歴史文化学専攻を含む記載に修正

(3) 第7条(定員)の変更

国文学専攻・中国学専攻の入学定員・収容定員の変更、歴史文化学専攻の入学定員・収容定員の追記

(4) 第10条(必要単位数及び履修方法)の変更

修士課程の文言を追記

(5) 第18条(学位の種類及び授与)

歴史文化学専攻における学位〔修士(歴史文化学)〕を追記

(6) 第45条(教員免許状の種類)の変更

歴史文化学専攻において取得できる以下の教員免許状を追記

高等学校教諭専修免許状 地理歴史

中学校教諭専修免許状 社会

(7) 附則の追記

第7条(定員)の変更に伴う収容定員に関する経過措置を明記

(8) 別表第一

各専攻の履修要件に歴史文化学専攻の科目を含めることを追記

歴史文化学専攻に関する科目の新設

3. 変更時期

2026年4月1日

以上

新	旧										
	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 本大学院は、東洋の精神による人格の陶冶を旨とし、学部の教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。 (自己点検・評価等)</p>										
	<p>第1条の2 本大学院は、教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 本大学院は、前項の措置に加え、本大学院の教育研究等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。 (課程)</p>										
	<p>第2条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。</p> <p>2 修士課程の標準修業年限は2年とする。</p> <p>3 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という）に区分し、前期2年の課程は、修士課程として取り扱う。</p> <p>4 博士前期課程（修士課程）において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合で、教育研究上の必要があるときは、標準修業年限を1年とすることができる。</p> <p>(課程の趣旨)</p>										
	<p>第3条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。</p> <p>2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。</p> <p>第2章 研究科 (研究科及び専攻)</p>										
	<p>第4条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。</p> <table> <tr> <td>文学研究科</td> <td>国文学専攻</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中国学専攻</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>歴史文化学専攻</u></td> </tr> <tr> <td>国際政治経済学研究科</td> <td>国際政治経済学専攻</td> </tr> <tr> <td>国際日本学研究科</td> <td>国際日本学専攻</td> </tr> </table> <p>2 博士前期課程（修士課程）において、第2条第4項に定める教育を行う場合で、通例の時間又は時期と併せて第8条の2に定める教育方法により教育上支障を生じないときは、各研究科履修規程の定めるところにより、標準年限を1年とする履修上のコース（以下「1年制コース」という）を置くことができる。</p> <p>(教育研究上の目的)</p> <p>第4条の2 文学研究科は、国文学、中国学及び歴史文化学の3専攻を設け、東アジア地域を中心とした学術・文化の研究を推進し、その蘊奥を授けて研究後継者の育成を図り、学界・教育界・国際社会に通用する優れた人材を養成することを目的とする。修士課程又は前期課程のみの修了者に対しては、高度な専門的学識を有する教員・職業人の養成を図り、生涯教育の一環と</p>	文学研究科	国文学専攻		中国学専攻		<u>歴史文化学専攻</u>	国際政治経済学研究科	国際政治経済学専攻	国際日本学研究科	国際日本学専攻
文学研究科	国文学専攻										
	中国学専攻										
	<u>歴史文化学専攻</u>										
国際政治経済学研究科	国際政治経済学専攻										
国際日本学研究科	国際日本学専攻										

してより豊かな教養の場を社会に提供する。

の場を社会に提供する。

2 國際政治経済学研究科は、学際的で総合的な国際政治経済学の諸分野の実践的な教育研究を通じて、主としてアジア太平洋地域の政治・経済・法・社会等の実情に通曉し、現代社会の各方面において活躍しうる高度な専門的職業人を養成することを目的とする。

3 國際日本学研究科は、現代日本文化を中心とした東アジア地域文化研究を基礎として、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、国際的に活動できる逞しい人材の養成を目的とする。

第3章 教職員組織

(教員組織)

第5条 本大学院における授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）は、本学の専任教員がこれを行う。ただし、特別の事情があるときは、兼任の教員に担当させることがある。

(事務職員)

第6条 本大学院に、必要な事務職員を置く。

第4章 定員

(定員)

第7条 本大学院の定員は、次のとおりとする。

		入学定員	収容定員
文学研究科	国文学専攻	博士前期課程 12人	24人
		博士後期課程 5人	15人
中国学専攻	博士前期課程 12人	24人	
	博士後期課程 5人	15人	
歴史文化学専攻	修士課程 8人	16人	
国際政治経済学研究科			
国際政治経済学専攻	修士課程 10人	20人	
国際日本学研究科			
国際日本学専攻	修士課程 20人	40人	

(必要単位数及び履修方法)

第10条 学生は、別表第一及び各研究科が定める履修規程に規定された履修要件に基づき、次の単位数を修得しなければならない。

文学研究科

修士課程及び博士前期課程 30 単位以上
博士後期課程 12 単位以上

国際政治経済学研究科

修士課程 30 単位以上

国際日本学研究科

修士課程 30 単位以上

本大学院各研究科各専攻の授業科目及び単位数は、別表第一のとおりとする。

(必要単位数及び履修方法)

第10条 学生は、別表第一及び各研究科が定める履修規程に規定された履修要件に基づき、次の単位数を修得しなければならない。

文学研究科

博士前期課程 30 単位以上
博士後期課程 12 単位以上

国際政治経済学研究科

修士課程 30 単位以上
国際日本学研究科

修士課程 30 単位以上

2 学生は、授業科目の履修にあたっては、指導教員の承認を得なければならない。

(他大学院における授業科目の履修)

第11条 本大学院において、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学の大学院又はこれに相当する研究機関を含む）との協議により、当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、修得した単位は、15 単位を超えない範囲で本大学院で修得したものとみなし、これを第 10 条第 1 項に規定する単位に充当することができる。

(本大学院入学前の既修得単位の認定)

第 11 条の 2 本大学院において、教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位

(科目等履修生として修得した単位を含む) を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことできる単位は、15 単位 (ただし、本大学院の科目等履修生として修得した単位を含む場合は 17 単位) までとし、これを第 10 条第 1 項に規定する単位に充当することができる。

(他大学院における修得単位及び本大学院入学前の既修得単位の認定の上限)

第 11 条の 3 第 11 条及び第 11 条の 2 の規定により本大学院で修得したものとみなす単位数は、合わせて 20 単位を超えないものとする。

(研究指導の委託)

第 12 条 本大学院において、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所と予め協議の上、その大学院等における研究指導を受けさせることができる。

(単位の認定)

第 13 条 履修科目の単位の認定は、試験その他の方法によって行う。

(試験及び成績の評価)

第 14 条 試験は、研究科委員会の定める方法によって行う。

2 成績は、S (100~90 点)・A (89~80 点)・B (79~70 点)・C (69~60 点)・D (59~0 点) の 5 級に分ち、S・A・B・C を合格とする。なお、他大学等による単位の認定は Z と表記する。

3 成績評価による学業成績を総合的に判断する指標として、G P A (Grade Point Average) を用いる。G P A は単年度及び通算の 2 通りを算出する。

4 前項に定める G P A は、成績評価のうち、S に 4.0、A に 3.0、B に 2.0、C に 1.0、不合格の成績評価に 0 をそれぞれ成績評価係数として与え、各授業科目の単位数にその成績評価係数を乗じて得た積の合計を、履修した授業科目の総単位数で除して算出する。ただし、Z として表記された科目は除く。

第 6 章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第 15 条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、本大学院に 2 年 (1 年制コースにあっては、1 年) 以上在学し、履修科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、当該研究科の行う学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 第 11 条の 2 の規定により、本大学院入学前に本大学院及び他の大学院において修得した単位を本大学院で修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学した

(学位の種類及び授与)

第18条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

文学研究科

国文学専攻	修士 (文学) 博士 (文学)
中国学専攻	修士 (文学) 修士 (日本漢学) 博士 (文学) 博士 (日本漢学)

歴史文化学専攻 修士 (歴史文化学)

国際政治経済学研究科

国際政治経済学専攻 修士 (国際政治経済学)

国際日本学研究科

国際日本学専攻 修士 (文学)

ものとみなすことができる。ただし、この場合においても、少なくとも1年以上は、本大学院修士課程又は博士前期課程に在学するものとする。

(博士課程の修了要件)

第16条 博士課程の修了要件は、本大学院博士課程に5年以上(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)在学し、履修科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績をあげた者については、3年以上(博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)在学すれば足りるものとする。

2 1年制コースを修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了要件は、大学院に修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、履修科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績をあげた者については大学院に3年(修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

(最長在学年限)

第17条 本大学院に在籍できる最長年限は、修士課程及び博士前期課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年とする。

2 第2条第4項に定める博士前期課程(修士課程)の在学期間は、2年を超えることができない。

3 第32条の規定により再入学した者の在学期間は、再入学前の在学年数を通算して、前2項の年数を超えることができない。

(学位の種類及び授与)

第18条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

文学研究科

国文学専攻	修士 (文学) 博士 (文学)
中国学専攻	修士 (文学) 修士 (日本漢学) 博士 (文学) 博士 (日本漢学)

国際政治経済学研究科

国際政治経済学専攻 修士 (国際政治経済学)

国際日本学研究科

国際日本学専攻 修士 (文学)

2 学位に関する規則は、別に定める。

(課程によらない者の博士の学位授与)

第19条 大学院の課程を修了しない者であっても、本大学院に博士論文を提出し、その審査及び所定の試験に合格し、博士課程修了者と同等以上の学力があると認められた者には、博士の学位を授与することができる。

第7章 運営組織

(研究科委員会)

第20条 本大学院研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の構成及び運営等については、別に定める。

(研究科長)

第21条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科委員会を招集し、議長となる。
(研究科委員会の審議事項)

第22条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該事項について審議し、その審議結果を当該研究科委員会の意見として、学長に述べるものとする。

一 学生の入学、課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(専攻主任)

第23条 研究科の専攻に、専攻主任を置く。

第8章 入学、休学、復学、退学、転学
(入学の時期)

第24条 入学の時期は、年度の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科が必要と認めた場合は、年度の始め及び秋学期の始めにそれぞれ入学させることができる。

(入学の資格)

第25条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

七 文部科学大臣の指定した者

八 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

九 本大学院において個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

十 本大学院において学校教育法第83条に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 本大学院博士後期課程に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 修士の学位を有する者

二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を
我が国において履修し、修士の学位又は専門職学
位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有する
ものとして当該外国の学校教育制度において位置
付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別
に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位
又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 文部科学大臣の指定した者

六 本大学院において個別の入学資格審査により修
士の学位を有する者と同等以上の学力があると認
められた者で、24歳に達した者

七 本大学院において、修士の学位を有する者と同
等以上の学力があると認められた者
(入学検定の手続)

第 26 条 本大学院に入学または編入学を志願する者は、
所定の書式による書類を提出するとともに、入学検
定料を納入しなければならない。
(入学の許可)

第 27 条 入学試験合格者のうち、指定の期日までに所
定の手続きを経た者に、学長が入学を許可する。
(保証人)

第 28 条 保証人は、父兄又は独立の生計を営む者で、
確実に保証人としての責務を果たし得る者でなけれ
ばならない。

2 保証人として不適当と認めたときは、変更を命ず
ることがある。

3 保証人は、保証する学生の在学中、その一身に關
する事項について一切の責任を負わなければなら
ない。

4 保証人が死亡、その他の事由でその責任を果し得
ない場合には、新たに保証人を選定して届け出な
ければならない。

5 保証人が住所を変更した場合には、直ちにその旨
を届け出なければならない。

(休 学)

第 29 条 病気その他の事由で休学しようとする者は、
所定の手続きを経て休学することができる。

2 休学は、原則として1年以内とする。ただし、休
学理由の事情等を勘案し、学期単位で引き続き休学を
許可することができる。

3 休学期間は、通算して、修士課程及び博士前期課
程にあっては2年、博士後期課程にあっては3年を
超えることはできない。

4 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復 学)

第 30 条 休学中の者が復学しようとする場合は、所定
の手続きを経なければならない。

2 休学者の復学は、各学期の始めとする。

(退 学)

第 31 条 病気その他の事由で退学しようとする者は、
保証人連署の上、所定の手続きを経なければならない
い。

(再入学)

第 32 条 正当の理由で退学した者が再入学を志願した
時は、学年の始めに限り選考の上、これを許可する
ことがある。この場合には、既修の授業科目の全部
または一部を再び履修させことがある。

(転学等)

第 33 条 他の大学院から転入学を希望する者がある時
は、研究科委員会において審査の上、これを許可す
ることができる。

2 本大学院の学生で、他の大学院に転学しようとす

る者は、事前に転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- 一 所定の学生納付金等を納付しない者
- 二 在学できる年数を超えた者
- 三 正当な事由がなく3か月以上修学しない者
- 四 届け出等により死亡が確認された者

(入学、再入学及び転学の許可)

第35条 入学、再入学及び転学の許可は、研究科委員会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

第9章 学生納付金等

(学生納付金等)

第36条 学生納付金及び入学検定料は、別表第二のとおりとする。

- 2 学生納付金は、指定期日までに納入しなければならない。ただし、授業料、施設費については、別に定めるところにより分納することができる。
- 3 休学を許可された者は、休学期間に応じて別表第二に定める在籍料を納入するものとする。
- 4 前項に規定する在籍料を含めた学生納付金等の扱いは別に定める。

(納付した授業料等)

第37条 既に納入した学生納付金及び入学検定料は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、入学試験合格者のうち、指定した期日までに入学辞退届を提出した者には、入学金を除く学生納付金を返還することができる。

(学位論文審査料)

第38条 学位論文審査料は、別に定める。

第10章 委託研修生、科目等履修生、研究生、外国人留学生

(委託研修生)

第39条 公の機関・団体又は外国政府等から本大学院の授業科目の履修又は研究指導の委託があるときは、本学則第24条から第27条に規定される正規の学生の就学を妨げない範囲に限り、研究科委員会において選考の上、許可することができる。

- 2 委託研修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。
- 3 前項の試験を受けた者には、受講科目について証明書を交付することができる。
- 4 委託研修生の委託料は、別表第三のとおりとする。

(科目等履修生)

第40条 本大学院の授業科目について科目等の履修を希望する者があるときは、正規の学生の就学を妨げない範囲に限り、研究科委員会において選考の上、履修を許可することができる。

- 2 履修科目について試験を受け合格した者には、科目等履修証明書を交付する。
- 3 科目等履修生には、履修した授業科目につき単位の認定を行うことができる。
- 4 科目等履修の期間は、1年とする。
- 5 科目等履修生の学生納付金は、別表第三のとおりとする。

(研究生)

第41条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生については、別に定める。

(外国人留学生)

第42条 本学則第25条に該当する外国人で、大学において教育を受ける目的を持って入国し、本大学院に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。ただし、講義を理解するに足る日本語の素養を必要とする。(委託研修生、科目等履修生、研究生、外国人留学生の準用規定)

第43条 本章に定めるほか、委託研修生・科目等履修生・研究生及び外国人留学生については、本学則の規定を準用する。

第11章 交流学生

(交流学生の受託)

第44条 他大学の大学院の学生で、本大学院の修士課程又は博士前期課程において授業科目を履修しようとする者、及び博士後期課程において研究指導を受けようとする者があるときは、当該他大学との協議に基づき、交流学生として入学を許可することができる。

2 交流学生については、別に定める。

第12章 教員免許状

(教員免許状の種類)

第45条 本大学院で取得できる教員免許状の種類は、次のとおりである。

国文学専攻	高等学校教諭専修免許状	国語・書道
	中学校教諭専修免許状	国語
中国学専攻	高等学校教諭専修免許状	国語・書道・中国語
	中学校教諭専修免許状	国語・中国語
歴史文化 学専攻	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	中学校教諭専修免許状	社会
国際政治 経済学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
	中学校教諭専修免許状	社会

国文学専攻	高等学校教諭専修免許状	国語・書道
	中学校教諭専修免許状	国語
中国学専攻	高等学校教諭専修免許状	国語・書道・中国語
	中学校教諭専修免許状	国語・中国語
国際政治 経済学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
	中学校教諭専修免許状	社会

(免許状の所要資格)

第46条 高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る高等学校教諭専修免許状を取得しようとする者及び、中学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状を取得しようとする者は、本学則第15条に規定する要件を充足し、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を取得しなければならない。

第13章 学年、学期、休業日

(学年及び学期)

第47条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、秋学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わるものとする。

2 学年は、次の2期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学長は、前項の規定にかかわらず、研究科委員会の意見を聴いて、前項の春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

4 前項に規定する変更を行った場合の各学期のそれぞれの期間は、当該年度の学年暦において定める。この場合、第1項に規定する学年の始期及び終期は、それぞれ変更後の学期の始期及び終期に合わせるものとする。

(休業日)

第48条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 二 創立記念日（10月10日）
- 三 春期休業3月21日から3月31日まで
- 四 夏期休業8月1日から9月23日まで
- 五 冬期休業12月25日から翌年1月10日まで

- 2 前項三号から五号までに定める休業日は、必要に応じて変更することができる。
- 3 特別の必要があるときは、休業期間中でも授業を行うことがある。

第14章 賞 罰

(褒 賞)

第49条 学生にして品行方正、学術優秀、志操堅固な者は、これを褒賞する。

(懲 戒)

第50条 学生が本学則に違背し、又は学生の本分に反する行為があったときは、研究科委員会の意見を聴いて学長が懲戒処分に付す。

- 2 懲戒は、その軽重により、訓戒、停学、及び退学の3種とする。
- 3 次の各号の一に該当する者は、退学させる。
 - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学業劣等で成績の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 4 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

附 則 (2025年〇且〇日)

57 本学則は、2026年4月1日から施行する。

①別表第一については2026年度入学者から適用し、現在在籍する者については従前の規定による。

②専攻新設（文学研究科歴史文化学専攻）に係る経過措置として、2026年度については文学研究科の収容定員については、第7条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

《2026年度》

		入学定員	収容定員
国文学専攻	博士前期課程	12人	28人
	博士後期課程	5人	15人
中国学専攻	博士前期課程	12人	28人
	博士後期課程	5人	15人
歴史文化学専攻	修士課程	8人	8人

別表第一

文学研究科 博士前期課程 国文学専攻
(略)

履修要件	講義科目18単位以上、演習科目12単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。ただし、講義科目の単位には中国学専攻、歴史文化学専攻及び国際日本学研究科国際日本学専攻の単位を合計8単位まで含めることができる。
------	--

(略)

文学研究科 博士前期課程 中国学専攻
(略)

履修要件	講義科目18単位以上、演習科目12単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。ただし、講義科目の単位には国文学専攻、歴史文化学専攻及び国際日本学研究科国際日本学専攻の単位を合計8単位まで含めることができる。
------	--

(略)

別表第一

文学研究科 博士前期課程 国文学専攻
(略)

履修要件	講義科目18単位以上、演習科目12単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。ただし、講義科目の単位には中国学専攻及び国際日本学研究科国際日本学専攻の単位を合計8単位まで含めることができる。
------	--

(略)

中国学専攻

(略)

履修要件	講義科目18単位以上、演習科目12単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。ただし、講義科目の単位には国文学専攻及び国際日本学研究科国際日本学専攻の単位を合計8単位まで含めることができる。
------	--

(略)

文学研究科 修士課程 歴史文化学専攻			
授業科目		単位数	
日本歴史文化学講座	講義科目	日本歴史文化学講義 I	2
		日本歴史文化学講義 II	2
		日本歴史文化学講義 III	2
		日本歴史文化学講義 IV	2
		日本歴史文化学講義 V	2
		日本歴史文化学講義 VI	2
	演習科目	日本歴史文化学演習 I	2
		日本歴史文化学演習 II	2
		日本歴史文化学演習 III	2
		日本歴史文化学演習 IV	2
		日本歴史文化学演習 V	2
		日本歴史文化学演習 VI	2
東アジア歴史文化学講座	講義科目	東アジア歴史文化学講義 I	2
		東アジア歴史文化学講義 II	2
		東アジア歴史文化学講義 III	2
		東アジア歴史文化学講義 IV	2
	演習科目	東アジア歴史文化学演習 I	2
		東アジア歴史文化学演習 II	2
		東アジア歴史文化学演習 III	2
		東アジア歴史文化学演習 IV	2
西洋歴史文化学講座	講義科目	西洋歴史文化学講義 I	2
		西洋歴史文化学講義 II	2
		西洋歴史文化学講義 III	2
		西洋歴史文化学講義 IV	2
	演習科目	西洋歴史文化学演習 I	2
		西洋歴史文化学演習 II	2
		西洋歴史文化学演習 III	2
		西洋歴史文化学演習 IV	2
総合文化学講座	講義科目	日本文化史特殊講義 I	2
		日本文化史特殊講義 II	2
		日本芸術芸能史講義 I A	2
		日本芸術芸能史講義 I B	2
		日本芸術芸能史講義 II A	2
		日本芸術芸能史講義 II B	2
		日本芸能史講義 I	2
		日本芸能史講義 II	2
		古文書学講義 I A	2
		古文書学講義 I B	2
		古文書学講義 II A	2
		古文書学講義 II B	2

総合文化学講座	講義科目	日本史料学講義 I	2	
		日本史料学講義 II	2	
		中国思想講義①A	2	
		中国思想講義①B	2	
		中国思想講義②A	2	
		中国思想講義②B	2	
	演習科目	日本文化史特殊演習 I	2	
		日本文化史特殊演習 II	2	
		日本芸術芸能史演習 I A	2	
		日本芸術芸能史演習 I B	2	
		日本芸術芸能史演習 II A	2	
		日本芸術芸能史演習 II B	2	
		日本芸能史演習 I	2	
		日本芸能史演習 II	2	
		古文書学演習 I A	2	
		古文書学演習 I B	2	
		古文書学演習 II A	2	
		古文書学演習 II B	2	

履修要件	講義科目 18 単位以上、演習科目 12 単位以上、計 30 単位以上を修得しなければならない。ただし、講義科目の単位には国文学専攻、中国学専攻及び国際日本学研究科国際日本学専攻の単位を合計 8 単位まで含めることができる。
------	--

国際日本学研究科 国際日本学専攻
(略)

履修要件	講義科目 26 単位以上、演習科目 4 単位以上、計 30 単位以上修得しなければならない。ただし、講義科目の単位には、文学研究科修士課程及び博士前期課程の講義科目の単位を 8 単位まで含めることができる。
------	---

(略)

国際日本学研究科 国際日本学専攻
(略)

履修要件	講義科目 26 単位以上、演習科目 4 単位以上、計 30 単位以上修得しなければならない。ただし、講義科目の単位には、文学研究科博士前期課程の講義科目の単位を 8 単位まで含めることができる。
------	---

(略)

○ 二松学舎大学大学院文学研究科委員会運営細則
(平成6年11月8日制定)

(目的)

第1条 この細則は、二松学舎大学大学院学則第20条の規定に基づいて設置される文学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の運営等について定める。

(構成等)

第2条 研究科委員会は、研究科の授業科目を担当する専任教員で構成する。

- 2 前項の規程にかかわらず博士後期課程の授業科目を担当する教員人事、及び博士学位論文の審査を議題とする研究科委員会は、博士後期課程の授業科目を担当する専任教員で構成する。
- 3 研究科委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を陪席者として委員会に出席させることができる。

(招集)

第3条 研究科委員会は、研究科長が招集する。

- 2 研究科長は、構成員の3分の1以上の者から付議すべき事項を明示して研究科委員会開催の請求があったときは、速やかにこれを招集しなければならない。
- 3 研究科委員会を招集するためには、議案・日時・場所を定め、研究科委員会開催7日前までに掲示等により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この手続きを省略することができる。

(議長)

第4条 研究科委員会の議長は、研究科長とする。研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長の指名した教授が代行する。

(議案提出)

第5条 研究科委員会構成員は、議案を提出することができる。議案は研究科委員会開催10日前までに議長に提出しなければならない。ただし、緊急事項については、研究科委員会において出席構成員の過半数の賛同者がある場合にこれを認めることがある。

(開催日)

第6条 研究科委員会は、原則として毎月1回、第1木曜日に開催する。

(成立)

第7条 研究科委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、人事及び課程修了並びに学位論文審査を議題とする研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席を要する。

- 2 前項の構成員には休職中の者、海外出張中の者、6カ月以上研修中の者及び3カ月以上欠勤中の者は加えない。

(研究科委員会での議決)

第8条 研究科委員会での議決は、出席した構成員(議長を含む)の過半数をもって決する。ただし、賛否同数の場合は、再審議を行う。

- 2 人事及び課程の修了、並びに学位論文審査の議決については、出席構成員の3分の2以上をもって決する。
- 3 研究科長候補者選出については、別に定める。

(審議事項)

第9条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 1 学生の入学、課程の修了
- 2 学位の授与
- 3 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長(以下本細則において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。(学長への上申)

第9条の2 研究科長は、前条第1項に掲げられた事項及び前条第2項の教育研究に関する事項のうち学長等が意見を求める事項について、研究科委員会で審議した結果を研究科委員会の意見として学長に上申しなければならない。

2 研究科長が行う前項の上申は、原則として当該研究科委員会開催日を含め2日以内に、文書により行わなければならない。また、当該文書には当該研究科委員会で使用した全ての資料を添付するものとする。

(事務担当及び議案説明)

第10条 研究科委員会の事務担当は、学校法人二松学舎事務分掌規程による。

2 研究科長は、議案の細部説明等必要ある場合は、関係事務職員等の出席を要請することができるものとする。

(議事録)

第11条 研究科委員会の議事については議事録を作成し、次回研究科委員会で確認ののち研究科長が保管する。

2 研究科長は、研究科委員会議事録の写しを学長に提出する。

(非公開)

第11条の2 研究科委員会の審議は非公開とする。

(議事次第の公表)

第11条の3 研究科委員会の議事次第については適切な方法で広く公表し、研究科委員会の透明化を図るものとする。

(改 廃)

第12条 この細則の改廃は、研究科委員会並びに大学審議会及び大学運営会議の議を経て学長の承認を得たのちに行う。

附 則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年2月3日)

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年1月27日)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月17日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。